

平成19年9月18日開会

平成19年9月20日閉会

平成19年9月  
第3回定例会会議録  
(第1日 9月18日)

小豆島町議会

# 平成 1 9 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 5 1 号

平成 1 9 年 第 3 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 9 月 1 2 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 1 9 年 9 月 1 8 日 ( 火 )

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 1 9 年 9 月 1 8 日 ( 火曜日 ) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 1 9 年 9 月 2 0 日 ( 火曜日 ) 午後 3 時 1 7 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	出席		欠席 ×
		9月18日	9月20日	
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝太郎		途中退席	
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
税 務 課 長	三 木 忠 臣			
住 民 福 祉 課 長	合 内 昭 次			
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男			
商 工 観 光 課 長	松 本 篤			
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司			
建 設 課 長	池 上 恵			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫			
会 計 管 理 者	松 下 智			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	岡 秀 安			
水 道 課 長	堀 田 俊 二			
介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長	莊 野 守			
病 院 事 務 長	棟 保 博			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別紙のとおり

平成19年第3回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成19年9月18日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告・調査中間報告について
- 第4 一般質問 11名
- 第5 議案第49号. 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第6 議案第50号. 小豆島町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第7 議案第51号. 小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第8 議案第52号. 平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第9 議案第53号. 小豆島町総合計画の策定について (町長提出)
- 第10 議案第54号. 町道路線の認定について (町長提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月11日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことは、お盆を過ぎてから猛暑が続きまして、皆様も体調の管理が大変であったと存じます。ようやく朝夕の秋の気配を感じるようになってまいりましたが、昨日はまた猛暑の一日でありました。

さて、いざなぎ景気を超える戦後最長の好景気であると言われておりますが、地方での住民生活にはその実感が乏しく、経済も好調とは言いがたい状態であります。この経済状況と地域の過疎が進む中で、何とかして地域の活性化に取り組もうと模索を続けておりますが、地域間格差を是正する制度が整わず、国政の場でも地域間格差が大きなキーワードとなって政局は激しく動いております。

さて、本定例会は人事案件1件、条例案件2件、その他案件3件、補正予算の審議3件をお願いすることになっております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。6月以降8月末までの主要事項に関する報告、監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書5件、決算審査意見書報告及び地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況を説明する書類4件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第116条の規定により、2番藤本傳夫議員、3番森口久士議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と20日とし、会期は本日から20日までの3日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から20日までの3日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告・調査中間報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告・調査中間報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告を願います。

初めに、総務常任委員長から報告を求めます。井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。総務常任委員会委員長井上喜代文。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。1、選挙公報について。2、投票所について。3、行政文書配達員について。

2. 調査の経過。平成19年7月11日委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3. 調査の結果。

1. 選挙公報について。

次期町長、町議会選挙より公報を発行する方向で進めているが、配付方法については早い期間の配付方法の検討を願う。

2. 投票所について。

行革の一環として集約もやむを得ないが、再編については地元と十分協議し、周知の徹底を図りたい。

3. 行政文書配達員について。

合併後、文書配達が郵送に切りかえられたが、自治会の共助、協調を推進する上からも、自治会で配達希望があれば経費を考慮に入れ検討願いたい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。1)教育委員会所管の施設配置、運営体制の見直しについて。2)不燃ごみ、粗大ごみの有料化について。

2. 調査の経過。平成19年8月6日、委員会を開催し、町長、教育長、総務課長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。

1)教育委員会所管の施設配置、運営体制の見直しについて。

社会教育課。 集中改革プランは行政内部で検討を集約したものであるが、できる限り存続するよう対処し、廃止に際しては対象地区への説明を十分に願いたい。

学校教育課。 早い時期での策定委員会の策定を望むが、住民の意向を組み入れることができるよう人選願いたい。

福田小学校の統合が決まったが、在学時の制服支給等負担軽減に努められたい。

2)不燃ごみ、粗大ごみの有料化について。

有料化するごみの減量化、処分場の延命につながるが、負担金の使途については少子化対策等、町の重点対策に活用願いたい。

粗大ごみの有料化については、単独町のみでの施行は不法投棄につながるので、土庄町と歩調を合わせるよう対処願いたい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 2番目の項目について伺いますが、有料化するごみの減量化云々とあって、これは当然住民から徴収する指定袋等の手数料収入というふうに理解するわけですが、それがイコール負担金というふうに理解しますが、そういうことでよろしいのでしょうか。まずちょっとその点について確認します。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

教育民生常任委員長（安井信之君） 委員会での協議の中での説明の中ではそういうことだと確認しております。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） それについて、住民から徴収した手数料等について、その財源を少子化対策に財源として充てられるのかどうなのかということ伺いたいというふうに思います。

それと、粗大ごみの有料化についてですが、この委員会での資料を見ますと、粗大ごみの収集についての収集を委託するのであればという表現が執行部の方の担当課の方から資料として書かれてありますが、委託するという事になれば民間委託、そうなれば民間がその粗大ごみを処分しなければなりません。それについてのいろんな処分方法とか埋立地の立地の問題とかによって、やはり環境汚染の問題も発生するいうふうなことになります。そういうふうなことについての議論、そこまでの委員会での議論がされたのかどうか。もしこの資料が担当課の方から出てますので、その点についての考え方を伺いたいというふうに思います、それが2点目。

3点目ですが、有料化になったとしても燃えるごみが有料化になりましたが、旧池田においても有料化になったときはその年、翌年ぐらいは減りました、確かに。しかし、その間資源ごみの回収によってそれでごみも減るという中で、一定それはもうずっと横並びという数値な状況です。それは、この執行部が出された資料にもそういう表現がされています。ですから、ただただ有料化で進めていいのかという問題点もあろうかと思うんです

が、その点の議論、そして執行部の考えはどうだったのかという点を伺いたいというふうに思います。資料の中で、旧内海の資料は出てるんですが、旧池田の資料がこの中に添付されていません。ちゃんとした議論をするのであれば、そういう資料もやはり出すべきではなかったのではないのでしょうか。その点についても伺いたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

教育民生常任委員長（安井信之君） 1つ目の負担金を町のほかの施策なりに使えるかということですが、私は使えるものと思っておりますが、それはまた担当課の方から説明願いたいと思います。

2番目の収集運搬、処分、処分が民間企業がするということで処分地の問題等を言われましたが、私の認識としては収集運搬だけと思っております。その辺、担当課が違っていたらお答え願いたいと思います。

3番の部分に関しては、担当課の方からできたらお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 3点ばかりご質問が14番村上議員からございました。

1点目についてでございますが、有料化ということになれば当然町民の方の負担金ということになります。今の可燃ごみのやっておるようなスタイルになっていくのではないかと、今後の検討の課題ではありますけれども、そういう形での進んでいくのではないかと思っております。用途につきましては、町の一般財源の中に使用料及び手数料という中に入っておりますので、担当課の方ではもうそれは町の財布といいますが、その中に入ってくるものでございますから、それについてのきちとした、これについては丸々特定財源という形にはならないと思っておりますので、その中で使われ、財政の方で考えていくということになるのではないかと思っております。

2点目の有料化にすれば、委託になるのであればというようなことでもございました。処分地につきましては、徳本、吉野の処分地に一般家庭からの不燃物になります。可燃物につきましては、当然小豆島クリーンセンターの方での処分になるわけでもございますが、その中で環境問題というご質問でありましたけれども、当然収集をすれば仮に委託となったとしても、例えばそれに有害なものは当然今までも受け入れてきてはおりませんし、今後もそれらを一般廃棄物の処分場に受け入れるということはありませんので、環境問題についてはそういうものは受け入れない、今までも受け入れておりませんから、そのようなことは起こらないというように考えております。

議論についてされたのかということでございますが、今年度と来年度で検討して、再来

年度の実施という方向で初めて委員会に出させていただきましたから、今後そういうことについても課内でも検討し、また委員会でもそういう報告もさせていただきたいと思っております。

それから、3点目でございますが、不燃物の有料化ということでございます。粗大ごみも含むわけでございますけれども、旧内海町が平成8年に可燃ごみを有料化にして、それ以降可燃ごみの収集量についての統計をずっととって、今もとっておるわけでございますが、ステーションに出されたごみについての、有料化にすればそのときだけであろうという予測をされたご意見もありましたけれども、ステーションに出されたごみについては平成8年以降、現在もほぼ横ばいと、わずか数%といいますが、その程度の増加でございます。

また、旧池田町の資料がないのではないかというご質問であります。委員会でその準備をするということが、いわゆる古い資料をくっつけていかなければならないということもあったわけですが、旧内海町では毎年度統計資料と、衛生統計というもので昭和の時代から毎年こういうものについての細かな統計をとってきておりましたことから、この前の委員会でもその資料を出させていただいたわけでありまして、決して旧池田町の資料をそのときにすぐに準備できたけど出さなかったとか、そういうこと、意図は全くございません。あくまでも参考資料ということで提出をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） それじゃあ、財政の方で一般財源でその収入に入るので云々でしたが、特に家賃収入を町民からいただいた場合は、それがそれなりの改修等で財源に充てられる、そういうふうな今までの予算の中での成り立ちがあるというふうに私は認識しています。ですから、住民からのそれぞれの行政の内容によって、その財政が財源の内訳の中にその他のところに入ってくるというのが今までの予算の編成の仕方であろうというふうに認識していますが、法律上の問題も含めて企画財政の方からの意見を求めたいというふうに思います。

それと、資料の問題については旧池田においては委員会の中でも再々この問題議論してきましたし、データも出ております。ですから、それは出そうと思えばすぐ出せるし、そういう公平性の中でやはりきちっと旧内海、旧池田でどうだったかというデータをもとにした委員会での議論が必要ではないかと、そういうふうなことを思いますので、そうでないと、まともな議論はできないんじゃないかというふうに思います。課長の方は、粗大ご

みについては確かに家電製品については特定の指定する家電製品ありますから、当然そうです。燃えるごみは燃えるごみです。それ以外の不燃ごみについての持ち込みについて有料化、これは問題がないというふうなことでしたが、これもやはり今の段階ではっきりそれは言えないんじゃないですか。やはりどこまで行政が関知できるか、民間委託になったらあくまでも丸投げですから、行政はタッチできないわけですから、そういう点の問題点はあるわけです。全国の自治体でもあるわけですから、それは言い切れないというふうに思います。そういう点で、やはりごみの問題はずっとこれから人間が生活する上で避けて通れない問題です。ですから、ただただ有料化でやっていくという形でなくて、議員の方でも議会の方でも徳島の上勝町の方へも議員研修行きました。そういうものを執行部もちゃんと参考にして取り入れていくという、そういう姿勢が私は必要ではないかというふうに思いますので、その点も申し上げて意見はありますが、今言った点について再度質問、お答え願いたいと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 村上議員さんのごみの特定財源化ということでございますが、負担金の使途、これにつきましては、あくまでも一般財源という考え方でありまして、重点施策にそれを特定して使う、使わない、これはもう一般財源でございますので、お金に色はついておりません。そういうことでご理解願ったらと思います。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 2点目の再質問でございますが、埋立処分地などに持ち込まれるごみが環境問題にどう影響するのかということございまして、言い切れないのではないかとご質問でございますが、あくまでも不燃ごみと粗大ごみというものについては別々の考え方でございます。不燃ごみにつきましては、今後の議論の中で、また検討していく中での問題ではありますけれども、例えば仮に委託ということであれば、今の不燃ごみであれば可燃ごみのような形で収集するとなれば、出されるものについては今までと同様でございます。ただ、それを入れ物にするのか、不特定のものにするのかというようなところが変わってきますし、その袋制にするのであれば、その袋が有料化ということになるわけございまして、その中身についての今までは環境問題には関係なかったけど、そうすればあるとかいうような問題ではないのではないかと思います。ですから、常々から可燃ごみ、不燃ごみ、それぞれありますけれども、適正なものを適正な形で出していただくということでございますから、害のあるようなものであるとか、徳本、吉野へ入れるのに不適切なものであるというものについては、今までも入れておらないつもりで

すし、今後も有料化になったからということでそれは変わるものではございません。

また、粗大ごみにつきましても、仮に委託という、直営ということもありますけれども委託ということになっても、それは方法でありまして、収集そのものについては今までと同様でありまして、入れてはいけない有害なものであるとかいうものについては有料化する、せんにかかわらず、当然だめなものはだめだというような形で今後も進めてまいるつもりでございます。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。食料産業クラスター事業の概要について。

2．調査の経過。平成19年8月8日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。

平成17年8月に設立した小豆島食料産業クラスター協議会の概要、現在取り組んでいる事業について説明を受けた。その中で、成果が出ている（財団）食品産業センターが実施している本場の本物の認証の状況、クラスター協議会の今後の検討課題について状況説明を求めた。

当町の主幹産業が現在取り組んでいる事業の一部の説明であったが、町とともに継続して協力体制の取り組みが重要であるとの認識を得た。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、内海ダム特別委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。秋長委員長。

内海ダム特別委員長（秋長正幸君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。内海ダム特別委員会委員長秋長正幸。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。内海ダムの再開発に関する事項。

2．調査の経過。平成19年9月10日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課、香川県小豆総合事務所職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。

平成19年8月25日、土地収用法に基づき、内海ダム再開発事業の説明会開催の内容、また事業の進捗状況について説明を受けた。その中で、今回説明会を行った県、町の考え方について状況説明を求めた。

県、町が進めている事業の経過報告であったが、今後も県、町協力体制で、まだ理解を得られない所有者との一層の合意形成に向け、事業完成に努力を願いたい。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 委員長の方から調査の結果の内容を説明いただきましたが、この内海ダムの特別委員会においては、委員の中でもいろんな意見が当然あるべきだというふうに思うわけですが、委員会傍聴しておりますと、やはりダムの再開発推進という一本の流れが委員会の中では流れていってるというふうに思っております。私は、そのダムの再開発、ダム建設は反対という立場から委員長にお聞きしたいんですが、やはり委員会の中で最初から建設ダムありきという議論の進行ではなくて、いろんなさまざまな角度からこの内容については議論すべきというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

その中で、やはり今県道のつけかえ工事がやられてますが、そのつけかえ工事の旧の今現在ある道路と新しくつけかえようとする道路の接続工事の部分についても、やはり勾配があります、結構あります。そういう中で、小豆島特有の真砂土、そういう土の性質、土質という状況の中で、本当にこれが大丈夫だろうかというふうに思います。それと、ダムの堰堤の懐、それを道路、県道とダムをつなぐ、そういう一番かなめのところがやはり真砂土という状況の中で、本当にこれが上層部、ダムの堰堤、上層部のところで大丈夫だろうかという危機感、疑問がどうしてもあります。いろんな技法も県の職員が来て説明しましたが、この点についてもやはりいろんな角度からいろんな問題から、やはり私は議論を

していただきたいというふうに思うわけです。水道の配水池は旧池田と旧内海のダムの設置は違います。

ですから、そういう点もやはり合併によってこのダム建設が旧池田住民にとっても新たな課題として突きつけられたわけですから、やはり小豆島町のダム特別委員会としては、さまざまなあらゆる角度からやはり十分議論をしていただきたいというふうに思いますし、この中に所有者との一層の合意形成に向けというふうになってますが、そういう反対する住民もおりますので、そういうところも考えた、やはり内容に入った議論を私はしてほしいというふうに思うわけですが、委員長の所見を伺います。

議長（中村勝利君） 1番秋長委員長。

内海ダム特別委員長（秋長正幸君） 14番議員の村上さんのご意見は、我々平成8年、旧の内海町の議会サイドでの特別委員会が初めてできたときから、それはもう長きにわたって多くの角度からやっぱり検討はなされてきたものと、私もそれからずっと議会人でございまして、多くのいろいろな意見の中からとらまえて今日に至っていると、私はそういうふうに理解をしておりますし、ましてや旧の内海町の町民の意向調査の中でも八十何%の方がダムには賛成である、また現在の地元での神懸通、また草壁本町のいろいろな大きな災害の教訓の中から、このダムは必ず必要であるというところからスタートしたこのダムの再開発の問題でございまして、私は何ら多くの角度からということに対しては十分なされているんじゃないかというふうに私個人は思っておりますし、そのように進んでいると思っております。

それから、細部の技術的なことをちょっと触れておりましたが、特に寒霞溪のあの県道筋はまさに花崗土というか真砂土の地域でございます。それとて、県の土木の技術者がいろいろな角度からこの真砂土に対してのやはり急傾斜の後々いろいろな災害に対して検討は十分なされて、そして今回堰堤の懐部分の工法が一部変わっております。これとて、堰堤の長さを少しは縮めるという一つの努力、それから工費のある程度節約するというところから、そういう観点からもこういう技術が取り入れられたんじゃないかと。また、多くはやはり専門の技術者がこれによからうという合意のもとでのこういう形になってきたんだというふうに私は理解をしておりますし、ぜひそういうことで前向きで取り組んでいただきたいと。

それから最後に、所有者とのというようなお話がありましたが、現在反対者が3.少しの方になっております。逆に言えば、97%近くの方が地権者として合意を得られとると、そういう中をもって、あと一部でございしますが、これとてやはり土地収用法に基づいてこれ

から認定を受けるための行政が進んでるわけでございまして、特にご理解を求めるために今回いろいろの角度から県の担当課も来ていただいて十分説明をいただいた、こういう結果だと私は認識しておりますので、ぜひ粛々と前向きに取り組んでいただきたいと、このように思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告、調査中間報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は2点町長にお尋ねをいたします。

まず1番目に、高潮対策についてですが、これは過去いろいろ質問が出ておりますが、私なりに感じた疑問点において質問させていただきます。

平成16年8月30日に襲来した台風16号は、県下各地に大きな被害をもたらしたのは記憶に残っているところです。我が町においても、内海港沿岸の地域は人家や工場などが高潮による浸水などの大きな被害を受けたと聞いています。また、旧池田町内においても、各地区で人家や農地などが浸水などの被害を受けました。このときの潮位は過去にない予想をはるかに超えるものでした。

町は7月、国へ内海港海岸高潮対策事業の平成20年度新規採択されるよう要望していると聞きました。旧池田町内のうち、県管理港湾、河川については高潮対策事業が本年から工事に着手しています。しかし、町管理港湾、漁港の背後地で被災した地域の計画がないようですが、予想される東南海・南海地震による津波、高潮災害に対する住民の不安を解消するため、今後どのような対応を考えていますか、町長にお伺いします。

2点目ですが、内海地区の小学校についてです。先ほど報告がありましたが、ことし8月6日に開催された教育民生常任委員会で、福田小学校の統合問題に関係するこれまでの経過について、旧池田町の小学校統合の経緯についてなどの説明を受けました。この中で、福田小学校の統合問題に対する町の対応が遅く感じられます。7月に開かれた福田での会合では、統合を選択し、平成21年度から希望されているとのことでした。また、現在星城、安田、苗羽の各小学校は毎年修繕費がかかっていますが、年数が長くなれば大きな

金額になるのではないですか。

旧内海町当時、町立学校施設整備基本計画策定委員会答申（平成16年2月27日）によりますと、すべての小学校の施設、設備が老朽化していること、また耐震性にも問題があるとされているため、内海中学校施設の整備が終了後、早期に統合校舎の整備を実施して1校にすべきであるということで答申が出ております。

8月の委員会で検討委員会の設置をできるだけ早くしたい、現在どういう形、人選がよいか検討中とのことでしたが、いまだに聞こえてきませんが、いつごろ設置するのですか。

統合するまでには、場所の問題などかなりな時間が必要と考えられますが、平成25年度の児童数から見ても、早期に検討していくべきではないですか、町長の考えをお伺いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えをいたします。

平成16年16号台風による高潮災害は、我が町にも大きな被害をもたらしております。これに対し、香川県と関係市町は平成18年3月に津波高潮対策整備推進アクションプログラムを取りまとめまして、これをもとに連携をとりながら対策事業を講じているところでございます。

既に完了、または実施中の箇所は、町主体の事業では平成17年度と18年度の2カ年で室生地区の漁港災害復旧とともに海岸保全施設整備事業を実施いたしました。県営事業では、角田川の護岸嵩上げ工事を災害直後に実施いたしまして、木庄川護岸嵩上げ工事は昨年度より実施中であり、競川護岸嵩上げ工事を本年度より実施をいたしております。

また、港湾関係では木庄川河口部の護岸嵩上げを本年度に実施いたしまして、池田港平木地区についても本年度から胸壁及び陸閘の嵩上げ、海水逆流防止対策としてフラップゲートを含めた水門施設などを実施中であり、海岸事業としては本年度から小蒲野海岸護岸嵩上げ工事に着工しております。

さらに、県に要望している今後の港湾事業としては、内海港内の草壁地区、古江地区、芦ノ浦地区、苗羽地区、西村地区での護岸嵩上げがあり、これらの全地区においてフラップゲートや水門などの海水逆流防止対策の整備も必要とされております。これら県営の高潮対策事業について県に要望した結果、既に取り組んでおりますものは県単独事業で実施するのが効果的であり、残事業のほとんどを占める内海港については規模的に大きく、採択要件、また県の財政状況などから勘案した結果、国庫補助事業として実施する方が県や

町にとって財政面や整備期間の面で有利であると判断されまして、来年度の新規事業採択を国土交通省に要望したところであります。

以上の箇所のほか、アクションプログラムには小豆島町が取り組むものとして、町管理の港湾や漁港を含め、河川、海岸の既存の施設高と背後の土地利用状況を基準に、整備期間を10年以内の早期整備箇所と、30年までの長期整備箇所の2つに分類されております。しかし、アクションプログラムの中で整備すべきとされている箇所、延長は、既存施設の天端高さの既に起きました高潮の潮位、すなわち平成16年の16号台風時の最高潮位より低い箇所のすべてを拾い上げておりますことから、町が主体となって整備すべきとなっている箇所と延長は膨大でありますので、今後はより有利な補助事業を模索しながら、町財政の許す範囲で整備効果の大きいところから順次整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

それから、2点目の質問ですが、まず福田小学校の統合に関しましては、平成16年2月に出された内海町立学校施設整備基本計画策定委員会の答申では、町立小学校施設は統合により施設数を減少させることとし、第1段階として教育活動面、学校管理面で問題があるとされている複式学級の対象となっている学校を統合するというところでございます。この答申を受けて策定した町立学校施設適正配置実施計画におきまして、福田小学校統合の目標年度を平成20年度としており、現実に目標年度から1年おくれた統合となりますことから、対応がおくれているというご指摘かと存じます。統合に際しましては、基本方針において示されておりますが、地区内に保護者、地区代表者などを構成員とする統合対策協議会を組織するなど、意見、要望などを十分聴取しながら理解を得ることが必要でございます。

特に、福田小学校については地元からの強い要望によりまして、平成13年度から複式学級を解消してきた経緯や、また通学距離が比較的長いという問題のほか、複式学級で存続させることも選択肢に含めての協議であったために、平成21年度からの統合となりましたことをご理解いただきたいと思います。

次に、星城、安田、苗羽小学校の統合につきましては、学校施設整備基本計画策定委員会の答申では、第2段階としてすべての町立小学校施設、設備が老朽化していること、及び耐震性に問題があるとされているために、内海中学校施設の整備が終了後、早期に統合校舎の整備を実施して1校にすべきであるということでありまして、学校施設適正配置実施計画では内海中学校改築事業終了時に地域協議を開始するとしております。答申にあります学校施設の老朽化や耐震化対策に加え、少子化社会が急速に進行していく中で、町の

子供たちによりよい教育環境が提供できる規模はどの程度なのかを真剣に考える必要があります。このため、所信要旨の中で申し上げましたように、今年度に小豆島町立学校施設整備基本計画策定委員会を設置いたしまして、平成20年度にかけて町内すべての教育施設のあり方について検討をお願いすることにいたしております。

本委員会では小学校の統合問題だけでなく、幼稚園、中学校の統廃合も検討する必要がありますことから、委員の人選に際しましては各団体の長という選任だけではなくて、地域性を考慮するとともに、幅広く専門性などを総合的な判断して慎重に行いたいと考えております。

また一方で、先日の教育民生常任委員会での資料にもございましたが、旧池田町の小学校統合につきましても、昭和52年に5小学校の統合を決定してから、統合の最後となった三都小学校の統合が平成11年4月ですから、20年を超える期間を要しておりますことから、教育施設の統合は非常に困難なものがあるものと認識いたしております。また、統合を先延ばしすればするほど、多額の修繕費を要し、維持管理費も大きくなるということですが、学校統合を進めるにはある程度の期間を要しますし、その間教育環境面で安全確保を図るための財政負担は覚悟しなければならないと考えます。また、校舎を建設するにも多額の事業費を要しますし、建設場所の問題もございます。統合問題は今後の児童・生徒数の推移から避けて通ることはできない問題でございますので、計画策定委員会におきましては中・長期的な視点に立った検討を行っていただきたいと存じます。この問題につきましては、教育長からも答弁をお願いいたします。あと教育長の方から答弁させていただきます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 新たに組織する検討委員会についてでございますけれども、町長の答弁にもありましたように、小豆島町立学校施設整備基本計画策定委員会（仮称）の設置という形で検討を進めております。既に、私方の学校教育課段階では幾つかの委員候補案を策定しております。今後、町執行部との協議を経て10月中には設置したいと思っており、早期に第1回目の委員会を開催できるよう準備を進めてまいっているところでございます。

内海地区の星城、安田、苗羽小学校につきましては、既に耐震診断の1次診断を実施しておりますが、校舎では苗羽小学校の一部を除いて耐震基準を満たしておりませんし、体育館では星城小学校は耐震基準を満たしておりません。このことから、各小学校の耐震補強工事を実施するか、統合校舎を建設するかという問題がございます。

また、学級数の面からは学校教育法施行規則第17条で、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするとなっておりますが、統合にはメリット、デメリットはそれぞれございます。学校は教科学習の場であるとともに、社会性を培う場でもございまして、集団活動を通してその成果を上げており、そのためには学校は一定の規模があることが望ましいという考えや、6年間同じクラスである全学年1学級という状況は社会性を高める機会や発達段階に応じた多様な学習の機会に影響を及ぼすという考えもございます。また、地元から教育活動の拠点が失われることに対する懸念もあり、学校と地元は協力し合い築いてきた地域の良好な関係が崩れるのではないかとということや、防犯面でも不安があるという考えもあります。いずれにしましても、児童の立場に立った建設的な検討を行っていただき、本町の将来を担う子供たちにとってよりよい教育環境を確保することは最優先されるべきであると考えております。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 教育長座るの待ったなんですが、実は高潮対策についてですが、これ私なりのものですが、ことは幸いにしてですが台風が接近しなかったと、水不足だけを解消してくれたというような感じになった年だと思いたいますが、現在のところですけれども、ですが、この16年の分を出したというのは、現在内海港の場合は何とか国にも支援をいただくということで、大体整備のめどがついたというふうに私は思うんです。小豆島町全体でいきますと、海に面してるという距離が先ほど答弁にありましたけども、本当にもう膨大な延長距離だと、こういうのはわかっておるんですが、私はもともとこの前の6月の全員協議会の中でも建設課長にお尋ねをしたんですが、大勢住んでるところも少ない人が住んでるところも同じそういう住民の受ける権利というんですか、そういう分は同じではないかと。ですから、多いところから当面していくのはわかるんですが、少ないところのめどが立ってないというような今の答弁ですから、このあたりをもう少し明確にお答え願いたい。といいますのは、今度の総合計画の中でも住みよいまちづくりという言葉も出てたと思うんですが、そこらあたりも含めて答えをいただきたいと思いたいます。

それから、学校の分ですが、学校の分については町長の答弁と教育長の答弁、いささかとり方、私のとり方がおかしいんかもわかりませんが、町長は検討委員会をもう設置しなければいけないということなんですが、何か教育長の方の答弁は、その分についてはもう少しこの前の委員会とは違うような答えのふうにとれるんですが、このあたりはちょっとおかしいんじゃないかなと。私は、前から実は学校統合にはいろいろ問題点があるということをお先ほどずっと出てましたけども、私も実は前にも話しましたが、学校統合にはず

っと自分が学生の時代からかわりまして、最近では自分の子供あるいは孫がひっかかってくと、こういうことから特に一般の方は生徒数が本当に減ると、こういうことを切実に感じてないのではないかと。地域の人、学校がなくなると本当に寂れるとか、あるいはほかの面での何か意地の張り合い、綱引き合戦ではないんですが、学校はここに置きたいとか、こういうことも聞こえてきたりするんですけども、そういうもんを早くから払拭していかないと、なかなか減った段階でいざほんなら統合する場所をどこにするかとか、どの程度の規模、規模というのはその当時の数でできるかもわかりませんが、やはり場所の問題が一番になってくるのではないかと、こういふあたりからしつこいようですが検討委員会、教育民生の委員会で議論されとんですが、私なりにこの分については早くやってほしいと。そしたら、先ほど検討委員会の設置は10月中に一応もう予定しておるんだということなんですけども、内容がちょっと教育長の考え方というか、教育委員会としての考え方は町長と違いがあると、そこらもう少し町長は本当に切実に答申に従ってやらないかと思っとなですか、その辺はどんなんですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えいたします。

高潮対策の問題につきまして、その地域的に小さいとこ、大きいとこ、ある程度差別しとんじやないかと、差別言うたらおかしいんですが、重きに置いとるとこと置いてないことあるんやないかというふうなご心配でございますが、私の方としてはそれはありません。その地域によって、県護岸とかいろいろありますから、そういうことも勘案して対応策を考えておるわけございまして、後ほど担当課長の方からその考え方を述べさせていただきます。

それから、教育の問題で学校統合ですが、教育長とちょっと少しずれがあれへんのかというようなご質問でございますが、私はないと思っております。そして、この統合の問題は先ほど私が答弁いたしましたように、早急に取り組んでいかないと、こう思っております。いろいろ検討せないかん、これはもうなかなか時間もかかると思います。話がすぐできることもありますけども、今までの経過から見まして10年や20年かかっておるといのが普通でありまして、地域の合意を得るといことはなかなかなことございまして、早速皆さんと一緒に検討していきたいと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 高潮対策に対します町の取り組み等についてお答えいたします。先ほどの3番議員さんのお言葉では、内海地区の高潮対策が目立っていっている、池

田地区の方が遅くなっているのではないかというようなご指摘でございますけど、決してそんなことはないと思います。私の方としましては、県営事業あるいは町営事業にしましても、より町の負担が少ない事業を探しながら取り組んでおるところでございますけど、例えば県管理の池田港も既に単独の県費で昨年度からやって、工事に今年度からかかっております。そこも全体計画がことしと来年度で今のところ完了するめどが立っております。そういったこと、また河川につきましては、先ほども町長の答弁にもありましたように、競川につきましてもことしからやっておりまして、そこも来年度じゅうには完成する予定でございます。

それで一方、内海地区の方でも木庄川の河川部分、また港湾部分、そういったものも取り組んではあるんですけど、県が管理すべき港湾、海岸、そういった中で特に対策の規模が大きいところが内海港に集中しておるということでございまして、内海港についても昨年度から県の単独費用で調査事業に入っていたんですけど、その調査結果、とても県が今の財政状態の中で県の単独事業として取り組むのは財政的に無理であるということから、1年スタートがおくれても国庫補助事業に切りかえして事業を進めるべきだと。そうしないと、町の財政も含めまして県も財政的に非常に負担が苦しいということでございます。既に、議員の皆さん方もご承知だと思いますけど、港湾事業等をやっていきます場合、当然事業費が海の仕事は大きい事業費になります。その上に、事業によっては町が負担する負担率、これが大きく変わってまいります。例えば、同じような港湾事業をやりましても、県単独事業でいけば町の負担が40%必要になってまいります。それで一方、国の補助事業に乗せますと、町の負担は24%ということになりますけど、最近の特に高潮被害を受けましてからは、国の補助事業をやるとしても一般の港湾事業じゃなくて、高潮対策事業という名のつく事業を採択していただいた場合、町の負担が全体事業費の7%とぐっと軽減されます。そういったことから、どうしても大きい規模はおくれても7%でいかないと、町の財政的負担が耐えられないという判断で県の方が国の方へ申し出してくれましたので、町としましてもぜひ側面的にはそういったことでやっていただきたい、応援していかなくてはならないということから、町長、また黒島県議も県と一緒に同行されまして、国土交通省の方に対しまして来年度の新規採択を強く要望していったところでございます。

それで、全体の事業としてはそういった感じで進んでおりますけど、先ほどの小さな小部落についてはおくられているのではないかとということでございますけど、ご指摘ごもっともかと思えます。ただ、常々申しておりますように、大きなところでより効果のあるところ、それと補助事業の対象になるところを集中的に取り組んでいるのが現状でございます。

す。それで、小さなところにつきましても、アクションプログラム等も公表されておりますけど、そういった内容を見られた議員さん、町民の方、ご存じだと思いますけど、平成16年の高潮の最高潮位、既往最高潮位から現在の施設が低いところをすべて上げた場合、何十キロという改良が必要なところがピックアップされておりますので、それをすべてやったら小豆島町の1年間の予算より大きな町の負担というような数字が出てまいります。そういったこともありまして、町としましては当然担当課としましては、より負担の少ないものでやっていくべきなんですけど、悲しいかな、町が県費補助をもらった場合は高潮対策で言えば7%の県費補助だけしかございません。つまり、単県補助で町が事業主体で町管理の施設を港湾事業をやった場合に、93%が町が負担していかななくてはならないということで、ちょっとなかなか手が出しにくいような状況でございます。そういったこともありますので、とにかくやれるものからやっていく、より有効な補助事業を探していく、また一方ではもっと高潮対策に対する高率の補助を検討していただきたいということも国、県にもお願いしながら進めておることをご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 町長の答弁と私の答弁の若干の違いがあるというようなことでございますけれども、町長とは話しておりますので、そう大して違いはないかと思っておりますけれども、違うところがあるとなれば、新しい検討委員会の中で幼稚園、中学校の統廃合を検討するというようなことを町長は申しましたけれども、私の方はそれが入ってなかったというようなところかなと思っております。小豆島町立学校施設整備基本計画策定委員会ということになりますので、中学校の話もその中では出てくるかなというようなことで町長の方から話があったんじゃないかと思っております。中学校の話もいずれしていかなければいけないので、この会の議題にも上がってくることは予想されるかと思っておりますけれども、まず最初は旧内海町でつくっておりました計画に従ってどうするかということの検討を先に進めてまいりたいと、そういうに考えております。

それから、少子の問題が一般住民に十分知らされていないのでないかというようにご懸念ございましたけれども、私の方でいろんな会合に行ったときには時々子供は少ないんですよって話はしておるんですけれども、なかなか住民全体の方にそこまで納得していただけるまでの話ができないということは感じております。できるだけ非常に子供が少ないということ、そのことについては説明を続けてまいりたいと、そういうに思っております。

議長（中村勝利君） 発言時間を超えておりますので、簡潔にお願いします。3番森口

議員。

3番（森口久士君） 済んません、超えたんやな。いろいろ検討していただくということですが、もっと実情を、高潮対策の場合なんかは現実の状態をもうちょっと把握してほしいと、こういうことです。

それから、学校については教育長、そういう答弁ですから、統合に向けてとにかく頑張っていたきたいと、こういうことでお願いします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は10時50分。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、3点質問をいたします。

まず最初に、農業ため池の見直しをすべきではと題しまして、昔は米づくりが非常に盛んで裏作には麦、小麦を作付し、田んぼのあいた間がなかったんですが、今は老齢化と後継者不足で非常に荒廃している田を多く見かけます。宅地がふえて耕作面積も激減し、場所によってはもう池は必要ないと思われるところもあります。以前に私、小さな池でしたが、そこらか水が漏れてたまらない池がありまして、利用者もないようなので底張りをして半分を防火用水、半分を何かに利用してはと提案したことがありましたが、池はつぶすことができないとのことでありましたが、今星城幼稚園が建つておるところは、皆さんよくご存じのようにとんの池という池を51災時に出た土砂で埋め立てをしてきたものであります。

最近あるところの池の樋が壊れて、これは名前は載せておりませんでした。小坪の養生場池のことです。修繕が必要となり、これはやらないかんということになりました。耕作者がいなくて費用の出場がないということで、ストップをしておりますが、耕作者が減って水が要らなくなっても防火用水として、また水不足の折には水源として河川の浄化のために流す水が要るのでつぶせない。従来どおり水をためるといのであれば、樋の修繕費は県、町で見るのが妥当であると考えますが、この点いかがお考えでしょうか。また、とんの池を埋め立てした経緯と、池はつぶさず残さないかんといのであれば理由をお伺いしたいと思います。

2点目、Uターン、Iターン、Jターンの促進について。定住人口の増加を目指し、

国、県を初め近隣自治体などと連携し、オリーブを初め観光や地場産業など地域の特性を生かした移住者の受け入れ環境の整備を進めるためにプロジェクトチームが設置され、自治会や民間事業者と連携し、空き家や定住用地、雇用など受け入れ態勢がとられておりますが、今までに話がまとまったとか、まとまりつつあるというようなよい方向で進んでいるのか、またこれがネックになって前に進まないということもあろうかと思うが、そのあたりの進捗状況をお尋ねいたします。

3番目、図書館の正月開館はできないかということであります。都会へ出ている人が子供連れで親元に帰ってくると、祖父母にとっても孫にとってもあえるのを楽しみにしているわけであります。その中には、高校、大学受験を控えた子もいる。もし、図書館が正月にもあいていたら、迷わず田舎に帰り勉強をしようと言っておりますが、住民サービスの一環として正月開館をぜひ実現させてほしいと思っておりますが、この点いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の農業用ため池の見直しについてでございますが、香川県は年間降水量が少ない上に山が浅く、また急流で小規模な河川が多いことから流水の利用が困難でございまして、古来から多くのため池の築造や、また増築によりまして農業用水を確保してきたことはご承知のとおりでございます。ため池は、農業用水の貯水池としての大きな役割のほかに、洪水の調節や地下水の涵養、また自然環境の保全などさまざまな機能を持っていると言われております。しかし、5番谷議員ご指摘のように、小豆島町に限らず県内全域にわたりまして農業者の減少、また高齢化、農村地域の宅地化や、また混在化の進行、また減反政策による水田の減少などによりまして、ため池の十分な保全、管理が困難な状況となっており、特に小規模で山間部のため池は受益地がなくなり、用水の確保が不必要となり管理されていないものや、老朽化し機能を喪失しているものがあり、防災上の観点からも危惧されているところでございます。現時点では、ため池の埋め立てなどによる転用につきましては非常に厳しい規制がございまして、香川県では平成18年7月に小規模ため池保全管理検討委員会を設置し、現在ため池の適正な保全管理方策などについて検討中で、その中間報告では受益者がなく管理者が不在で、災害発生危険があるため池については用途廃止を容認する方向が検討されているようで、恐らく今年度中に最終結論が出るのではないかと聞いております。今後、小規模ため池保全管理検討委員会の答申をもとに、県とも連携して老朽ため池対策の検討を進めたいと考えております。その他のご質問

に対しましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

第2点目のU、I、Jターンの促進についての質問でございますが、最初にこれまでの取り組みの経過を説明申し上げます。

ご承知のように本町におきましては、過疎化の進展によりまして年々人口が減少しておりますが、香川県におきましても今後の人口減少が予測される中で、その対応を図るために昨年9月に人口減少対策推進本部を設置いたしまして、対策を講ずることを打ち出しました。その中で、移住促進を一つの柱に位置づけ、人口減少率が県下で最も高く、地域資源も豊富な小豆地区をモデル地区に指定し、県の委託事業として移住受け入れのための仕組みづくりを進めることになりました。これに伴い、小豆地区ではことし2月に広域を事務局とし、本町と土庄町及び自治会などで構成する小豆島移住・交流推進検討会を立ち上げたところでございます。その取り組みの中で、移住の促進には移住できる家屋の有無が不可欠な要件であることから、委託事業として土庄町の3地区と小豆島町の中山、三都、馬木地区において空き家調査を行いました。その結果として本町では全920軒のうち、1割に相当する100軒の空き家を確認することができました。今年度はこの検討会を発展させる形で、新たに小豆島移住・交流推進協議会を組織し、関係行政機関や自治会、民間が協働で移住情報の発信や、試みに滞在できるモニターステイの実施など受け入れの仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

また、町独自の取り組みにつきましては、本定例会にご提案申し上げております小豆島町総合計画の基本構想の中で、地域の活性化を図るために4つのシンボルプロジェクトを設け、その一つとして瞳輝く島暮らしのプロジェクトを掲げておりますが、この中で新規移住者を受け入れる体制づくりを進めることとしております。

今後、総合計画に基づくこれらのシンボルプロジェクトを積極的に推進するために、7月にまちづくり総合プロジェクトを設置しました。5つの部会の組織を設けて役場内の横断的な組織であるプロジェクトチームにより、総合的に事業に取り組んでいくこととしております。その5つの部会の一つが小豆島町移住・交流推進部会ということになりますが、現在空き家バンクの創設や農地のあっせんなど、移住相談者からの問い合わせや要望に即応できる体制づくりを進めているところでございます。

こうした活動を含め、これまでの町独自の取り組み状況につきましては、ことし4月に町ホームページに移住推進コーナーを掲載したところ、5月のゴールデンウィークごろから移住についての問い合わせが急増し、直接来られた方を初め、電話やメールを含めまして33件の問い合わせをいただきました。担当課の方で要望を伺うなど、個別に対応してま

いりましたが、その成果としまして以前問い合わせのあった1世帯2名がこの9月から移住相談者第1号として小豆島町へ移住が実現したところでございます。ただ、こうした取り組みを進める中で、移住者の問い合わせや要望に沿える空き家の確保が必須要件となりますが、県の委託事業での結果からも確認できますように、空き家自体はたくさんあるものの、仏壇や荷物を置いたままの状態である場合やお盆や正月には帰省するために貸せないなど、賃貸可能な物件となると問い合わせに対応できる一定量を確保するまでには至っていないのが現状でございます。

町といたしましても、今後も総合計画に掲げた地域戦略の一つとして2地域居住を含め、移住しやすい環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても地元で賃貸可能な空き家情報がございましたら、担当の方までお知らせをいただきますようお願い申し上げる次第でございます。

3点目の帰省者の受験勉強のために町立図書館を正月に開館できないかとのご質問でございますが、町立図書館は図書館法第10条の規定に基づきまして、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し保存し町民の需要に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資することを目的として設置しております。本来、図書館の閲覧席は町民が図書館の図書や資料を使って一時的に調べ物や読書をするなど、館内での閲覧のために設けております。多くの図書館では受験勉強などの目的で参考書や教科書類を持ち込んで座席だけを利用することを認めない状況であります。しかし、町立図書館では他の利用者の妨げにならない限り、町内の生徒・児童などが受験勉強などで閲覧室にある24席と共同学習室の12席を利用することを認めております。現在、地元の高校生約五、六名が毎週土、日曜日に利用している状況であります。

年末年始の開館対応につきまして、県下の公立図書館の状況を調査しましても、どこも開館しておりません。また、本町の利用者の方や図書館協議会の委員さんの方からも正月も開館してもらいたいとのご意見、ご要望は寄せられていないのが現状でございます。しかしながら、住民サービスの観点から図書館協議会に諮るよう指示をいたしたいと考えております。

次は農林水産課長、また説明をさせます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） それでは、私から農業用ため池の見直しについてのご質問についてご説明をさせていただきます。

まず1点目のご質問、修繕費の負担についてでございますが、ため池の事業といたしま

しては国の補助及び単独県費補助の土地改良事業があり、小豆島町では土地改良事業に要する経費に対してそれぞれ分担金徴収条例及び補助金交付要綱を定めており、修繕費については県、町で全額負担すべきであるとのことのご意見でございますが、ため池の修繕につきましては受益区域や受益者も限られますこともあり、分担金徴収条例及び補助金交付要綱により、基本的には今までどおり受益関係者においても応分の負担をお願いいたさねばならないものと考えております。

次に、ため池の埋め立て等の転用ができない理由についてでございますが、ため池の埋め立ては絶対にできないというものではありませんが、香川県では防災上の見地からため池の維持管理の適正化を図ることを目的に、ため池の保全に関する条例を昭和41年10月に制定いたしております。その後、昭和48年の香川県議会水資源対策特別委員会報告で、過去のたび重なる大洪水の経験から、またかんがい用、洪水の調整池、自然環境の保全などの観点から安易なため池の埋め立ては原則として認めない。ただし、非常に規模が小さく効率も悪く、老朽化が著しいため池で公共用地として特に必要な場合は転用を認める方針が出されました。

また、昭和55年4月には、ため池の保全に関する条例の一部改正により、埋め立てに関する事前届け出の義務づけと、それから昭和61年7月には、なおかつ市長においてその後も公共用地をため池に求め、埋立計画を安易に策定する傾向が見られることから、埋立自粛を喚起する部長通達が出されるなど、より厳しい規制を行い現在一貫してその方針を継続していることから、ため池を埋め立てるなどの転用については非常に厳しいのが現状でございます。

次に、それではなぜとんの池は埋め立てができたのか、その経緯についてでございますが、ご指摘のとおり、星城幼稚園はとんの池の埋め立てによりできた土地に昭和54年に建設されたものでございます。とんの池の埋め立ては30年余り経過しておりますので、詳細な資料は見当たりませんが、とんの池は昭和51年の台風19号による大災害により堰堤の一部が崩壊し、早急な対応が必要となりましたが、付近の宅地化の進行などでかんがい用水の受益者が当時1人1戸のみであり、災害復旧の採択要件にも該当しないという状況で、かんがい用水についても他の水源から確保できるということなどから、県並びに地区関係者についても費用対効果、埋め立てた場合の影響等を検討、協議した結果、51年災で発生した大量の残土により埋め立てを実施したものであると聞いております。先ほどもご説明をいたしましたとおり、昭和55年の条例改正前、また昭和61年の部長通達以前であり、受益面積も非常に少なく災害の残土処理場とすること、公共用地として利用するなど

の理由により転用が認められたものと思われます。以上、説明とさせていただきます。ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 実は、この一般質問の通告を私9月6日に出してありまして、その後地元でもって9月15日土曜日の7時半から小坪の集会所において、小坪養生場池の修理等環境整備についてという会がございまして、おまえも片城やから、あそこは番地が片城になるんです、小坪ですけれども、そういうことで来てくれということでお伺いをし、15名ほどの昔の地権者といえますか、近隣住民の方々も含めまして協議をしたわけですが、この樋を直すのに30万円ぐらいは要ると。それは、皆さんの善意の寄付で何とかしようということになりまして、ちょっとこれ不細工な質問になるようでまことに申しわけないんですが、こういう経過がありまして、それで池の樋がどうしてめげとんがわかったかといえますと、十七、八年もう自然のままに入ってきたものがうてびからそのまま流れていって、はけるというふうなことでありました。それで、ある篤志家の方がこの池の環境、物すごいと、みなにも映る景色、春夏秋冬も味があるということで、雑木を切ったりボランティアでやってくれておったんですが、皆さんご存じのように外来種が池にはびこっていると、魚が。それで、在来の日本の固有の池の魚がこれでおらんようになるんじゃないかという危惧から、その人たちが力を入れまして、まずほんなら水を抜こうと。その前に、池から悪臭がするというようなこともあったわけです。申し入れがあったそうであります。それで、樋を回してみると、もう完全に用をなさないと、完全にめげてハンドルも自由にならないということで、消防団とか町、それから有志の方々の水中ポンプにより水をかえて見てみると、樋がここまで出てきたと、そういうことでまず樋を直して水管理をしようということになったんですが、その池の土手の南側には小坪団地があるわけです。これがもうすぐその土手の際が池なんです。それで、アパート3階建てですが、3階まで上がっても水の面は見えません。それぐらいかぶさってきてるわけです。それで、基礎の部分、それから石垣の部分もう割れておるんです。ようこれこのままで事故もなしに今まで来たなあという、そーいな感じを私は見ていたしました。

それで、今埋め立ての説明を農水課長から聞いたんですが、非常に難しいということでありますけれども、今の小坪の養生場池の現状から見ますと、西と東、南、石垣の崩れ、それから基礎の崩れを直すということになりますと約1億円ぐらいかかると、こういうことでありますんで、もしできるならば半分埋め立てをして堰堤をつくり、そして北側の面を防火用水なり、利水に使うということにしたら経費も安く上がって、またその跡地も使

えるというふうなことで、ひとつこれ地元の要望もあると思うんですが、ひとつ真剣に今後県にも働きかけてぜひ改修と同時に新しい公共用地、これを作成して利用するようなどころへ持って行っていただけたらありがたいなと、こういう感じがしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） ただいま5番谷議員さんから言われましたように、養生場池につきましては今年度に入り、地元から私どもの方にも底樋が動かないと、それからそういうことで貯水量の調整ができなく危険であるということでお話ございました。その後、今お話があったように、地域の消防団、また地域の方々のご協力によりまして、水を落とした後に私どもも県の担当者と現地を確認をいたしております。その結果、堤防内面の石積み基礎部分にかなりの洗掘があると、また底樋につきましては堆積土砂で埋まってしまうというような状況で、このまま放置しておくのは危険であるということでしたが、当時まだ国の基準工法によって修繕すると先ほどもお話がありましたように多大な費用が必要になるということで、それから埋め立ては受益面積が減少してるとはいえ、これは台帳上でございますが、下流には水田等の受益農地があるということで、ため池保全条例の規制があり、また受益関係者や下流関係者の同意、また流入水の処理方法、またその他のかんがい用水の確保等で現段階では時間を非常に要する上、困難であるというようなお話をさせていただいております。その後、地元有志の方の努力によりまして、堤防の雑木、雑草の除去、また堤防の洗掘された部分にも土入れなどで修復がされてきれいに保全管理が今されています。ただ、底樋は動かないということですが、先ほども町長からもご返答いたしましたように、現在小規模ため池保全管理検討委員会が開催されております。今年度中には結論が出ようかと思いますが、その結論に基づきまして、県において恐らくは規制緩和などのため池保全に関する条例の見直しが行われるものと思っておりますので、その結果も参考に、またその結果に基づきまして県並びに地元関係者等、規模縮小、埋め立てなどため池の用途変更も含めて適正な保全管理方法ができるよう、また協議検討を進めてまいりたいと考えております。以上でご理解をよろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は3つの点についてお伺いしたいと思います。

1つは、合併後の町長の感想をお伺いしたいということでありまして、内海町と池田町の

2町の合併によりまして、1年半が経過したわけでありまして。その現在どんな問題が出てきて、それにつきましてどう対処していくのか、今後の課題への取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、年金着服問題が新聞紙上で報道されております。年金の不信問題はいろいろありますが、その原因の一つとして年金の着服問題が報道されております。国民年金の収納業務をしておりました前、市町村の職員が今わかっているだけで2億円以上の国民年金保険料を着服したと指摘されております。再調査の指示が小豆島町へ来ていると思いますが、結果はどうかについてお伺いしたいと思います。なければ結構でございます。

この年金記録の不備問題については、大変な不信をかったということではありますが、年金を取り扱います社会保険庁の職員の問題もありますが、監督する立場の政治家の責任も極めて重いとも言われております。本町ではいかがでしたでしょうか。

次3番目、実はきのう、次の総理になるべく2名の方が高松で三越前で3時から演説をしておる報道がきょうの新聞に載っております。それは地域間格差是正に決意を表明したと報道されておりますが、私は日本国民である以上、北は北海道の果てから南の果てまで日本国籍を持つ国民がひとしく日本国民としての権利を享受しなければいけないと常々思っております。したがって、日本国土というのは均衡ある発展が必要ではないかなと常々思っておるわけですが、現在のところ東京の一極集中と言われておりますが、東京と地方との格差、これは景気の現状となってあらわれております。地方では収益が下降線をたどり、非常に苦しくなっている企業が出てきておると聞いております。町内におきましても企業が存続できるかどうか、多くの経営者は不安を持っているのではないかと思います。よそはともかく、小豆島町内の企業はこれ以上縮小や、もし倒産ということになりますとしばんでしまいますので、これに対する対策というものがとれないかどうかということをお伺いしたいと思います。町長の現況認識と対策についてお伺いしたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番浜口議員さんのご質問にお答えをいたします。

第1点目は合併後の問題とその対処についてのご質問でございます。小豆島町は住民の皆さんの利便性や感情への配慮から、分庁舎方式を採用いたしまして各種施設もおおむね旧町どおりの運営としております。合併から1年半、実際に行財政運営を行う中で、分庁舎方式のデメリット、特に効率性の問題についてはこれまでも申し上げてきたところでありまして、遅くとも平成25年度中には本庁舎方式への転換を図る旨、集中改革プランにも

明記をしておるところでございます。各種施設の配置や運営方法の見直しについても、他の合併市町村同様に小豆島町におきましても今後の重要課題でありまして、可能なものから順次見直して図ってまいりたいと考えているところでございます。

ご承知のとおり、香川県は非常に厳しい財政状況に直面しておりまして、今後市、町に対する支援はますます困難になることが確実であります。こうした中で、小豆島町としても身の丈に合った行財政システムの転換により、町政運営の自立性を高めていくことが喫緊の課題でありますので、議員各位におかれましてはこれまで以上のご理解、ご支援を賜りたいと考えているところでございます。

また、こうした行財政運営上の問題とは別に、心の一体化という課題があります。池田町と内海町は約50年にわたって別々の町として存続してまいりましたことから、当然ながら習慣や住民性の違いがあり、1年半を経過した今日でもまだまだお互いに戸惑いがあるようであります。心の一体化には時間がかかるというのは過去の合併からも明らかでございます。お互いをよく知り、尊重し、譲り合いながらより速やかな心の一体化を図り、町民の団結をまちづくりに生かしていくことが大きな課題であると考えているところでございます。このため、これからのまちづくりの指針となる総合計画策定への住民参画や、またパブリックコメントの実施を初め、オーリーブマラソンや小豆島まつり、商工まつりなど官民一体となったイベントを通して総理解の機会づくりに努めるとともに、オーリーブ100周年という小豆島の歴史的な節目に向けて町民一体となった機運の醸成を図るべく、各種の事業を進めているところでございます。

同時に、小豆島町の行財政運営を円滑に進め、地域活性化を目指していくには、これを担う職員同士が率先して旧町間の融和や資質向上に努めることも重要であるとの観点から、職員相互の融和に対する人事面での配慮や職員研修の充実を積極的に進めているところでございます。

2点目の年金着服再調査に関するご質問ですが、ことし5月下旬に発生いたしました年金記録問題は国民に公的年金に対する不安をもたらしております。9月初めの社会保険庁発表によりますと、社会保険庁職員による年金保険料着服が全部で50件、約1億6,650万円、市町村職員による着服が全部で49件、約2億77万円、合計99件で約3億7千万円の着服があったことが明らかになりました。

さて、社会保険庁からの国民年金保険料の着服案に関する調査についてでございますが、小豆島町にも8月に第1次調査、9月に入って再調査の依頼が来ておりまして、調査いたしました結果、着服の事案がなかったことを確認いたしております。

また、市町村が徴収していたときから保管している国民年金被保険者名簿は現在も引き続き町で保管しており、平成19年7月1日より町独自で希望者には写しを無料で交付しております。8月末現在の台帳の写しを希望された方は25人でございます。今後、関係機関と協力、連携して年金制度の周知、啓発と住民の年金受給権確保に努めてまいりたいと存じます。

第3点目の不景気の対策に対してのお答えをいたします。

まず、現状認識を示せとのご質問であります。国においては本年9月の月例経済報告におきまして、景気の基調はこのところ一部に弱さが見られるものの回復しているとの判断を維持しており、2002年2月から始まった現在の景気拡大期間は5年8カ月とされております。しかしながら、この状況は大都市や大企業に当てはまるものでありまして、地方や中小企業においては国のいう景気の拡大を実感できない現状が続いております。本町におきましても、代表的地場産業であります醤油、つくだ煮、そうめんなどの食品産業は比較的不況に強い業種であると言われておりましたが、近年の原油や原材料の高騰、さらには国内外の製品との価格競争による利益率の低下など依然として厳しい経営環境にあるものと認識いたしておるのでございます。

一方、景気対策につきまして、本町はこのような小規模自治体において効果的な施策を独自で展開することは難しい状況であり、現在におきましては設備投資や運転資金など事業活動に必要な資金調達の円滑化を図るために、各種融資制度に関する情報提供とともに金融機関との連携を密にし、迅速な事務処理に努めております。このような状況の中で、町といたしましては今議会に提案しております総合計画におきましては、地域固有の素材オリブを活用したまちづくりを目指すこととし、本町の将来像をオリブライフ小豆島としております。この将来像の実現に向けた4つのシンボルプロジェクトのうち3つのプロジェクトで、オリブを初めとした地域の素材を活用した産業振興や地域活性化を掲げております。

具体的に申しますと、小豆島食料産業クラスター協議会を中心に進めておりますオリブや醤油、つくだ煮、そうめんなどの地場産業を活用した新製品の開発と、販路の開拓、小豆島ブランドの確立に向けた取り組みをより一層推進いたしますとともに、地産地消や魅力ある職場づくりを進めてまいります。また、観光振興につきましても、個人、グループを対象とした体験メニューの充実や地場産品を生かした食の提供、アートを志す若者を育てる場の創出など、食と体験とアートの島プロジェクトを推進し、知的観光の創造を目指してまいります。

いずれにいたしましても、これからの小豆島町の活性化を図るためには、産業振興が不可欠と考えております。本町の将来像オリーブライフ小豆島の実現に向けて、各種の施策を展開してまいりたいと考えておりますので、17番浜口議員を初め議員各位におかれましては、これまで以上のご理解の上、リーダーシップを発揮していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は3点について町長、執行部の皆さんにお尋ねをいたします。

まず第1点は、不公正な同和対策事業の終結を求めることについてであります。地域改善対策特定事業特別措置法が失効され、今なお不公正な同和対策事業を継続していることは住民の納得は得られません。民生費の中の教育費等の人権対策総務費、扶助費等の計上されているものは廃止や一般対策への移行を実施すべきものが数多くあり、施策の転換、つまり終結を図るべきです。町長の見解を伺います。

また、改良住宅の家賃の見直しがされるというふうなことが聞こえてまいっておりますが、どのようになっているのか伺いたいと思っております。

そして、2008年度小豆島町予算編成はどのようにされるのか、お伺いいたします。

第2点目は、要介護認定者の障害者控除についてであります。要介護認定者の障害者控除については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、精神または身体に障害があり、その障害の程度が障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に準ずるものとして、市町村長の認定を受けている人が障害者控除の対象になるとされております。つまり、障害者手帳がなくても65歳以上の要介護認定者は一定の基準に該当し、身体障害者または知的障害者に準じると認められたときは、所得税の障害者控除、特別障害者控除を受けることができます。障害者控除は、納税者本人や扶養家族などが障害者の場合、所得税、住民税の所得控除ができるものです。税制改正による老年者控除の廃止、高齢者非課税限度額の廃止、年金所得控除の縮減、さらに来年4月からは実施予定の後期高齢者医療保険制度による新たなる保険税徴収で、高齢者の弱い者いじめ攻撃が大きく取りざたされています。この問題を指摘しなければなりません。高齢者の住民税増税などで負担がふえる中、要介護認定高齢者が交付申請を受けられるよう実施要綱を整え、また町民に周知徹底するよう求めます。

3番目について質問します。森林整備事業の積極的展開を求めることについてでありま

す。今世界では地球温暖化防止や二酸化炭素削減が叫ばれている中、国、地方自治体が政策課題として森林再生、保全是重要課題ではないでしょうか。山間部においては山林の荒廃によってますます自然環境が破壊されつつあります。自然環境保全の重要性からすれば、小豆島町は山林面積が全体の50%以上と山林を広く有する町であり、山の保全、森林環境整備はその課題を果たす大きな役割があるのではないのでしょうか。香川県での森林整備事業は幾つかの施策がありますが、森林の荒廃や水資源の確保、山地災害防止、森林環境教育などの観点から、県の補助事業を活用するとともに、町費の独自財源を確保した事業の推進を求めるものです。町長の姿勢をお尋ねをいたします。以上、3点を質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

同和問題について、今さら申し上げるまでもございませんが、一口で言えば過去の歴史の中で政治的、また政策的につくられた言われなき部落差別の問題であります。同和対策審議会答申では、日本国民の一部の集団が今なお経済的、社会的、文化的に低位の、低い位の状態に置かれ、現在社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていない重大な社会問題である。また、同和問題は自由と平等に関する問題であり、憲法に保障された基本的人権にかかる課題であり、その早急な解決は国の責務であり同時に国民的課題であると指摘をしています。

ご承知のように、昭和44年同和対策事業特別措置法が制定され、今日まで地対法、地対財特法と順次3つの法律が制定され、それぞれの法の延長がされてきました。最終法である地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、平成14年3月末に失効となっておるところでございます。また、県におきましても法失効後4年間実施してきた同和対策単独事業13事業を見直し、18年3月末をもって一部を残し一般対策への移行もしくは廃止をしております。しかしながら、同和問題がすべて解決したから法が失効したということでは決してなく、平成8年5月17日に出された地域改善対策協議会の意見具申では、同和問題は過去の問題ではない。残念ながら依然として我が国における重要な課題であり、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。また、部落差別が存在する限り積極的に推進しなければならない行政課題であり、今後の重要な課題は教育、啓発問題とともに、産業、就労問題であると指摘をしています。

本町では、被差別地区4地区、世帯数で7.2%、人口で6.1%、啓発問題にもなお課題を抱え、教育、産業、就労問題も厳しい状況下にあります。合併に際しまして2町の事業を見直し、また郡内で協議検討を行った結果、これまでの成果を損なわないよう最低直接就労につながる事業として、自動車運転免許の取得、各種専門、専修学校の支度金と奨学金の助成を所得の制限を設け、逆差別につながらないように配慮し、経済的自立支援を図っております。お尋ねの事業の廃止、一般対策への移行につきましては、地域の実情を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、改良住宅の住宅使用料の見直しについてであります。当分の間現行のとおり見直しについては考えておりません。

次に、2008年度の予算編成についてであります。あらゆる人権問題の解決に向けて取り組んでいかなければならないと考えており、同和事業につきましても地域の実情などを十分に把握しながら対応してまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それから、2点目の要介護認定者の税控除についてでございますが、障害者控除の対象となる人は一般的には身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人ですが、手帳を持たなくても年齢が65歳以上の人で精神、または身体に障害があり、その障害の程度が知的障害、または身体障害者に準ずるものとして町長の認定を受けている人は障害者控除を受けることができますが、介護保険法の要介護の認定を受けている人については規定されておられません。したがって、所得税法上の障害者に該当しない場合には、介護保険の要介護者の認定があっても障害者控除の適用は受けられません。

この要介護認定と障害者認定の関係ですが、要介護認定につきましてはどの程度及びどのくらいの量の介護サービスを提供するかを判断するために、介護の手間のかかりぐあいを直接判断するものとなっております。

他方、身体障害者福祉法の障害認定につきましては、永続する身体機能の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いを直接判定するもので、それぞれの判定の見方は異なったものとなっております。そのために、要介護認定が5であるから障害の認定が1級になる、2級になるというふうには要介護認定を障害認定に一律に当てはめることはできないものとなっております。

そこでご質問のとおり、要介護認定から障害者控除の認定申請があった場合におきましては、保健師などにより日常生活状況などの訪問調査を行うとともに、介護認定の際の医師の意見書などを参考に、障害認定基準の程度に照らし合わせて個別に判定を行い、その

結果に基づき認定書を発行したいと考えております。このような事情により、要綱の制定は考えておりません。

また、住民の周知につきましては、障害者控除の適用が要介護の状況とか所得状況などによりますので、要介護認定者全員の方への通知は考えておりません。また、寝たきり老人などのおむつにかかわる費用とか、要介護者で在宅サービスに要する費用のうち、医療系在宅サービスとあわせて利用する訪問介護、訪問入浴介護、通所介護及び短期入所生活介護にかかわる自己負担額、また介護老人福祉施設への入所者で介護費に係る自己負担額と食費及び住居費の合計額の2分の1に相当する金額などは、医療費控除の対象になります。これらもあわせて、町広報紙や小豆島町のホームページで広報を行うとともに、関係各課とも連携しながら周知していきたいと考えております。

続きまして、3点目の森林整備事業の積極的見解についてでございますが、森林は自然環境や景観保全、水源の涵養、防災機能などの公益的多面機能を有しております。しかし、本町の山林の大部分は経済的価値が少ない上、輸入木材の増加や需要の減少による価格の低迷、社会環境の変化により林業従事者の減少、また高齢化が進み、森林の持つ公益的多面機能の維持保全が大きな課題であると考えているところでございます。具体的な施策につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） それでは、私から森林整備の具体的施策をご説明させていただきます。

現在、本町では森林の有する公益的多面機能の発揮に資するため、山林所有者等が造林事業に要する経費に対し補助金を交付し、町内の造林事業の推進を図っております。補助の内容は、1施行地0.05ヘクタール以上に整理伐、造林、下刈り、除間伐、枝打ち事業等を実施した場合に、事業費の40%を補助するものでございます。18年度の実績といたしましては、1団体0.16ヘクタールの造林事業に補助をしております。この事業とは別に県の補助事業で森林組合などを經由してから申請をいたします、補助率40%の緑のダム整備事業によりまして、2団体と1個人が下刈り1.91ヘクタール、除間伐1.35ヘクタール、造林0.2ヘクタールの事業を実施をいたしております。また、平成18年度には橘地区におきまして、地権者のご理解、ご協力をいただき、県営林務砂防事業の実施など有効な補助事業の活用や内海、池田両森林組合を通じて1団体と6個人に、ヒノキ、杉、クヌギなど合計1,600本の造林用苗木のあっせんを行うなど、山林機能の維持保全対策に努めているところでございます。

なお、香川県におきましては平成16年災害により、緊急に整備が必要な区域等を山地災害防止の観点から115区域、ダムや町独自の重要な水源地の上流域を水源涵養の観点から40区域、合計155区域を定め、優先的に整備を進める香川県森林再整備方針を平成19年3月に策定し、小豆島町では内海ダム、粟地ダム、吉田ダム、森庄川、殿川ダム、池田大川、湯船の流域、7区域が選定をされているところでございます。今後、この重点区域を中心に山林の維持保全や再整備対策を進めていかなければならないと考えておりますが、造林事業、山地災害防止事業等の山林整備に取り組むには、まず第一に山林所有者や関係団体の意欲とご理解、ご協力が絶対的に必要不可欠でございます。しかしながら、林業従事者の減少、高齢化、世代交代などにより、山林所有者自身の山林整備意欲が減退し、造林事業等山林整備の取り組みが減少しているのも現状でございます。

このように非常に厳しい現状ではありますが、県との連携を密にして補助事業や山林に関する県内のイベント情報等の情報発信に努めるとともに、今まで補助造林した山林の現状調査、その山林所有者等に造林後の下刈り、間伐等の整備事業の呼びかけ、協議、また土庄町森林組合との作業連携の検討などを進め、山林所有者等関係者とも連携をして山林が有する公益的多面機能の維持保全対策に努めたいと考えております。以上、説明とさせていただきます。ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、第1点の同和対策事業の終結を求めることについてですが、平成19年度の予算を見ますと、民生費の中の改良住宅、これが1億746万6千円、人権対策総務費4,476万6千円、これらほか合計で1億9,293万9千円ほど計上されています。教育費関係では人権教育啓発費が2,114万2千円、そして扶助費である幼稚園や小・中学校、これが809万2千円、これらを教育関係合わせて3,345万円、合わせて2億2,600万円余りがこの同和対策関係の事業費に充てられています。この中では、特に改良住宅については国や県の要綱に沿った形で補助金が出されておりますが、ほとんどこの2億2,600万円余りのものは一般対策、一般会計の事業、一般財源の財源というふうな形です。やはり住民からも被差別地域の人たちだけにそういう扶助をやるのはやっぱりおかしいと、今町長言われた免許の取得費用など、これらについてはやはり見直していく必要があると思います。やはりこの中身を十分やっぱり吟味していただいて、住民の思いに、おかしいという思いにぜひこたえていただきたいというふうに思います。差別があるから続けていくんだというふうな執行部の考え方ですが、やはり内心の問題も触れる状況がありますし、それを行政がやっぱり盾にとってやるような施策はやるべきでないというふうに

思います。そのことを求めたいというふうに思います。

2つ目が要介護認定者の障害者控除、これは所得税法、地方税法の施行令、規定ではっきりやりなさいと、準ずる者だから町長の認定を受けている人の場合は、障害者控除が受けられるというふうなことがあるわけですから、それに沿って町がやるべき事業なんだというふうに思います。旧池田におきましては、平成14年8月1日付の厚生労働省からの事務連絡通達で、平成15年2月から毎年広報によって要介護認定者の障害者控除が受けられることのお知らせを掲載しています。これでも明らかのように、やはりきちっとした対策、要綱は私は町がつくるべき、そういう責任があるというふうに思います。既に、香川県下の高松を初め、三豊、観音寺、そして丸亀も今現在要綱を作成しているということで、全国で奈良市、岐阜市あるいは千葉県の高南町、こういうところも全国あらゆる所で今そういう流れになっていっています。国の方が所得税法にのっとって認定すべき障害者控除を受けられるといってるんですから、町がそれをやるのは当然だというふうに思います。その実施要綱を考えていないというのは行政の怠慢です。そういうことについて、私は強く求めたいというふうに思います。

それと、森林整備の問題については今までのように、やっぱり今の事業を補助とか含めて継続して今までやってきたからやってるんだというんじゃなくて、新たにどういうふうになればこれがさらに発展していくのか、展開していくのかという行政側のやっぱり姿勢が私は不足してるというふうに思います。そういう点で、質問の最初に事項に述べましたように、町独自のやはり独自財源、つまり長期的にも中・長期的にも考えて森林整備による基金なんかを一定設置していくと、予算計上していくと、そういう姿勢が私は求められていると、新しい小豆島町の総合計画の中にも森林整備についてる書かれてありますが、やはりその具体的な中身として絵にかいたもちではなくて、やるべきことはちゃんとやっていく、そういう姿勢が私は必要だというふうに思いますので、やはり地域の池田でおきますと7地域、ここの地域の特に中山地域の方からも地権者いろいろ意見を聞いておりますが、やはり町として積極的な事業をやってほしいと、それについてやっぱり努力すべきところは努力していきたいというふうな声も聞こえておりますので、ぜひその点も含んでいただいて、どう具体的な施策が町としてやれるのか、県の事業とそういう複合的なもので取り組んでいただきたいというふうに思いますが、以上質問をお願いします。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 14番村上議員さんの同和問題につきましてのご質問につきまして、同和対策庁内の本部長といたしましてご答弁申し上げます。

この件につきましては、過去から14番村上議員からいろいろご指摘をいただいております。私たちの考え方と少し基本的な見解の違いがあるのではないかなというふうに思います。まず、この同和問題のその歴史的過程ということにつきまして、これを十分勉強しておく必要があるのではないかなと。過去の歴史の中で政治的、政策的にいわれなき差別、これを生じたということにつきまして背景があるということは、もう基本の基本でございます。それで昭和40年代からハード、ソフト、特にハード事業等につきまして、旧内海町、旧池田町も事業を重ねてまいりました。たしか、100億円を超える事業費を投じてきたと思います。そういう中で、現在ご指摘の2億2,600万円、同和関係の予算があるということでございますが、この中に橘地区の5階建ての耐震の補強工事、これも相当額、数千万円含まれてございます。そういう意味におきまして、やはり町長も申し上げましたような小豆島町のこの被差別地域の混在率、この辺はやはり地域の非常に大きな特性ではなからうかというふうに思いますし、現在におきましてはやはりソフト面の充実を願った予算計上ということで、財政厳しい中でやりくりをしながら計上をしておるところでございます。

そいで、この地対協の意見でもありますように、この同和問題につきましては国の責務において解決しなければならない、行政課題である、それとやはり国民的課題であるというふうに言われておるように思います。そういう意味におきまして、やはり就職、結婚いるんな問題、私たちは地域の中へ入っていったり聞かされたりしますと、非常に劣悪な差別等があると。特に就職問題等につきましては、口で言いあわせないような我々も事案を聞いております。そういうなことで、できるだけ私たち行政の支援のもとに、この差別問題がなくなるような方向で施策を講じてまいりたいというふうに思っております。いろいろ言われております、地域の問題等も言われておりますが、やはり一生懸命やっている方々も大勢おりますし、それに対する最低限の支援といいますが、それにつきましてはやっつけていかなければならないのではないかなあと、ご指摘のように、議員言われましたようにこういう施策の補助等はなくなることが私たちの終極の目標でございます。以上。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 先ほど14番議員の村上さんから質問のありました要介護認定者の障害者控除認定証の交付などございますけど、これは所得税法の施行令、それとか地方税法等でも定められておりますので、私方としましては要綱を定めるのでなしに、要介護認定者から申請が出てくれば保健師等が日常生活の、先ほど町長が答弁しましたように、保健師等によりまして日常生活動作等の状況の訪問調査をいたしますととも

に、私方へ要介護認定のときに出てきております医師の意見書、そういうなんをもとにして判断させてもらって認定証を交付させていただいたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、広報することを言われましたですけど、広報については私方随時事業としてやっていっておりますので、また時期が来れば広報等に掲載していく予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） それでは、森林整備で新たにどのようにするか、町の具体的な今後の対策というようなところでございますが、これにつきましては先ほどもご説明をいたしましたように、まず第一に山林所有者や関係団体の意欲とご理解、ご協力というのが絶対的に必要なわけでございまして、現実には非常にその辺、世代交代といいますが、その山林所有者自身の山林整備意欲というのは今のところ減退をして、例えば自分とこの所有山林がどこにあるのかわからないという方も多数おられるような状況でございます。そのような中で、やはり今までよりは山林に関するやっぱり県内のイベント情報等、またその補助事業等、情報発信をどのようにしていったらいいか、今は森林組合等を通じてということでございますが、その辺をもうちょっと密に情報発信をしながらそういう山林整備意欲をかき起こさせるような対策というのが、まず必要でないかなということをおもっております。

それで、今までは造林事業には補助をしてきとったわけですが、その後のやはり調査といいますが、その辺が少しおくれるのかなということで、今後一気にというわけにはいきませんが、県で定めたその山林再整備方針の地区から重点的に補助造林をした山の調査、そこで少し補助造林をした中で手入れが行き届いてないようなところの山林所有者に、まずはそういう下刈りとか間伐等、そういうことをしてくださいよという呼びかけなどを進めていくということで、まず整備意欲をかき立てるといようなところから進めていきたいなというふうには考えております。

それから、予算面でございますが、これにつきましてはやはり町の予算としては今までの実績ということが必要になってこようかと思っております。これは造林の補助事業に限ってでございますが、事業費ベースでいきますと過去3カ年で16年度が33万円余り、17年度も33万円余り、18年度につきましては17万円余りということでございます。ただ、このほかには現在ももっと有利な緑のダム整備事業の活用で事業をしてきております。そういうことで、今現在町で予算を組んでいるところで、十分今の現時点では対応ができると考えて

おります。たくさんの要望が出てくれば、大変町としてもありがたいわけで、そのときにはまた財政とも協議をしながらどう対応していくか考えていきたいと思えます。

なお、活動といたしまして、これは一つご紹介ということですが、今月15日には内海、池田の両森林組合の役員さんで適正な山の整備のためということで、これも山の整備にはやはり何も目的がなく山を整備するという、楽しみがなく山を整備するというのは非常に難しいところございまして、これはもう一つの例でございますけど、マツタケを今まで生えたところが荒れてきたと、少し整備をしたらどういふふうにマツタケがふえるというような話がありまして、北浦地区でマツタケ山の整備を実施をしている山林視察を実施をいたしました。地元の方も合わせて総勢16名で、その後熱心に座談会もいたしまして、朝の9時から12時半までそこで話をしたわけですが、今後そういうことで活動の輪を小豆島全体としても広げていき、少しでも山の再整備に貢献できたらいいのになというようなことも相談をしたというような活動もただいま始めておるところでございます。そういうところで、いろいろこれからそういう活動を進めていきたいと思えます。ご理解をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後は1時再開します。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、臨時、嘱託職員の待遇についてお伺いしたいと思います。

合併をこれを機に臨時職員の退職金制度が廃止になりましたが、それは民間では単なる臨時職員の退職金はなく、制度としておかしいということであったと認識しております。しかしながら、嘱託職員という臨時職員が存在いたします。正職員として採用すべきところを臨時職員として正職員と同じ作業を行っております。最近になってヘルパーの公募をしたところ、応募者がいないということがあったと聞いておりますが、それは民間の同業種とかなり待遇面で差があるからではないかと考えます。ある民間の事業所では、臨時職として採用した後、その人の作業態度、やる気を見て正規職員として採用しているとのことであります。

退職金制度は社会福祉法人として国費による補助があり行ってきましたが、このたびの制度改正により企業負担が大きくなってくるようになり、大変であるが継続するよう考え

ているとのことでした。また、正規、非正規職員で同じ仕事を行っている場合、3年間たつと採用しなければならないという報道もあり、今のままでの待遇では問題があると考えます。

そこで、今の財政状況を考えると、すべての嘱託職員を正職員とするのは難しいと考えますが、せめて退職金制度、資格手当等を考えるべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番安井議員のご質問にお答えいたします。

嘱託職員の待遇についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、臨時、嘱託職員については合併特例法第9条に基づく身分保障の規定の適用を受けるものではありませんでしたし、合併協議における協議項目にもなっておりませんでした。しかしながら、複雑多様化する行政サービスに対応するために、両町がそれぞれの雇用条件により多岐にわたる職種の臨時、嘱託職員を雇用しており、合併後も急な人員削減は困難であろうことから、県及び合併市町の取り扱いやさまざまなご意見を参考にしつつ、合併時に新たに小豆島町臨時職員等に関する要綱を策定いたしました。この際に、本来臨時的な任用に長期雇用は想定されていないとの考え方から、退職報償金に関する規定は定めませんでした。また、公務員給与抑制施策が継続している中、臨時、嘱託職員の賃金表も技能職給料表の1級を基礎に抑制基調で作成、旧町から引き続いて採用するものは年額3%カットを基準に賃金月額を定めました。現在、この要綱に基づきまして運用をしているところでございます。

本町を取り巻く財政環境が厳しさを増し、より簡素で効率的な行財政運営が求められている中、行政サービスの維持と健全な財政運営を両立するためには人件費の抑制は避けて通れない課題であり、経常経費の削減という面においては大きな効果が期待できるものがあります。今後も集中改革プランに基づき、組織、機構の簡素化、事務事業の民間委託などを勘案しながら、新たな視点で職員数の削減を計画的に推進いたしたいと考えております。

ご質問の趣旨は、介護保険事業など民間に受け入れ態勢が整っていないため委託できない状況下で、民間事業者と同様の資格職が適正な処遇をされているかということであろうかと思いますが、さきの臨時職員などに関する要綱では臨時、嘱託職員間のバランスは留意いたしましたが、個々の職種について民間企業との比較検討まで至っておりません。働き方の多様化から、安価な人件費で優秀な人材が求められている場合もあり、正規職員で

措置すべきところにも臨時、嘱託職員を配置してきた経緯が確かにはいえません。行政経費節減の至上命令のもと、ご指摘のようにすべて嘱託職員を正規職員で措置することは困難かと思われます。しかし、ご質問を機に研究、検討をしてみたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはこれまで以上のご理解、ご鞭撻を賜りたいと思っております。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 臨時職ということだけであって、正規職員と同じ仕事をしているというふうな、ごみに関してもそうですが、その中で差があるというのはちょっとおかしなこと、それを正規職員にしてしまえばちょっと今の状況からいうたら難しいと思いますが、せめて一般の企業が今行っている程度の退職金制度なりをつくってあげるということは大切なことではないかなと。臨時職員においても子育て世代の方がおられますので、その辺のことを考えてもらったらなと思っておりますが、ご意見があればそちらの方からちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいまご指摘があったとおりでございます。ほかの職種でも当然資格を必要とする職場で全く正規と同じ責任を持たされながら安上がりで済んでおるところがなきにしもあらずでございます。さきに町長から答弁申し上げましたように、嘱託職員、これは1年更新で資格あるいは経験を有して、1年限りあるいは3年未満ということでは支障があるという人たちと、事務補助のような臨時職員、半年更新で3年を超えては雇わないというような区別をつけておりますが、主に安井議員ご指摘のように嘱託職員には当然正規職員を充てるべきところもあろうかと思っておりますので、このご質問を機にいろいろ調査もさせていただいておりますので、民間企業に劣らないような、超えることはなりませんけど、余り民間に劣らないようなことで検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 次、13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 小豆島町のこれからを思うときに、新庁舎の位置をできる限り早い時点で決定しておくことの大切さを思います。新庁舎が小豆島町の中心となることが2町で合併を実行した意義であると思います。私は、新庁舎位置を池田中学校の位置として決定することから、小学校統合の計画、そして交通問題と具体的に進むことができると考えます。今後、土庄町との合併を考えるならば、我が小豆島町の新庁舎について、基本

計画はなくてはならぬものと思いますが、町長さんはいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番藤井議員のご質問にお答えをいたします。

庁舎問題につきましては、さきの3月議会の平成19年度施政方針でも述べましたとおり、小豆島町誕生に際し、新町へのスムーズな移行と住民サービスに急激な変化が生じないように、旧庁舎を活用した分庁舎方式を採用いたしました。しかしながら、分庁舎方式の欠点が予想以上に顕著となっております。組織が分散することで、かえって住民の方に不便をかけるような事例も出てまいっておりますし、何よりも合併の大きな効果であります行財政の効率化の妨げとなっております。また、組織が分散することによる一体感の欠如は円滑な行政運営に適しないと感じております。このことは、他の合併市町で分庁舎方式をとっているところは同様の悩みを抱えているようでございます。

行政サービスの維持と健全な財政運営を両立するために、早急に庁舎のあり方を抜本的に見直すことが不可欠であります。住民の方が日常的に利用する行政サービスについては支所、出張所を活用し、行政事務全般は一元化する本庁舎方式に移行したいと考えております。これに伴います庁舎の位置問題につきましては、合併協定項目において将来の新町の事務所の位置については新町において検討するものとする合議されております。特に議会において特別委員会を設置していただき、ご議論をお願いしたいと考えております。この件に関しての私の考えは、合併により均衡ある地域発展を行うということが基本的な考え方でありまして、小豆地域の将来像として1つの自治体となることを考えますと、地理的に旧3町行政の真ん中である池田地区が適地であるとの考えであります。土庄町との合併につきましては、地域間競争の中で魅力あるふるさをつくっていくためにも、島は一つという理念が必要であり、その方向性についても以前から変わるものではございません。小豆島の理想的な将来像を議員の皆さんとともに十分議論いただき、この問題に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは4点ご質問申し上げます。

最初に内海ダム再開発の丁寧な説明が必要でないかという立場で質問申し上げます。

先日、8月25日に開かれた内海ダムの説明会に私も参加して反対者の意見を聞きました。数年前から今日まで配られたチラシにも出てきますが、ダムの反対の科学的根拠のほ

とんど私は間違っていると見ております。巨大ダムという主張でチラシを見た人は寒霞溪が見えないくらいな巨大なダムができるのではないかと勘違いされています。人間が生きるためには水が必要なところは言をまちませんが、6月の議会だよりの編集後記にも書かせてもらいましたが、水の惑星といわれる地球の水の97.5%が海水、残り2.5%は淡水、そのうちをそれを100した場合、7割が南極の棚氷、高山の氷河、残り3割が何千年もかかってたまった地下水です。水の本には書かれています。私たち人間が生きるために使える淡水、手の届くところにあり、アクセスできるのは河川とか湖沼水の実に1%にも満たない0.01%であるということです。私たちの先人が雨が降らず大干ばつで作物がとれない大変な苦難も、近年の断水の経験もこの地球の水の実情からくるものであります。地球の温暖化で砂漠化が進んだり、水の自由化、農業の自由化ではアメリカのコロラド州、ここは年間500ミリしか降りませんが、その土地で世界に売る作物をつくるため、数千年かかって蓄積された地下水を大量にとってしまったり、コロラド川の水を上流で横流しすることから海まで水が流れない断流現象まで起きています。同じく農作物を世界に輸出している中国の黄河では、この断流減少が年間226日もわたして海まで届かなかったことが起こっています。

いずれにしても、この有効な利用可能の0.01%が問題であります。吉田のダムができて2.5倍になったから大丈夫という次元ではなく、水はもともと足りないものなのです。節水については私自身若いときから断水に出会いまして、5時間給水のときに身にこたえまして、今でもふる入ってから湯舟から湯水を一滴もこぼさない、越さない入り方です。もったいないというのが体についているのです。チラシに節水が大切と書かれていますが、地域外の人だからこんな無神経なことが言えるのだと思っています。まさに巨大ダムと言える早明浦ダム、貯水量2億4,800万トンは40日雨が降らないと貯水率ゼロになり水がなくなったり、1つの台風ですぐに満水になったり、水の脆弱な地域のニュースが連日流れています。この地球の淡水の実態と瀬戸内海気候の小豆島を考えると、内海ダム再開発は必要不可欠であると改めて思うところです。

そこで、巨大なのかどうかですけれども、新しくつくられる内海ダムは106万トンですが、香川のダムの15個の中では9番目です。水を語るとき、香川のため池1万4,619個の池は重要ですが、香川の命の水の池の代表格、これはもうダムにかないませんけど、満濃の池は1,540万トン、ため池の中で1位です。ダムを合わせて1位ですけど、2位が塩江の内場ダム、720万トン、3位は綾川の長柄池380万トン、あと176、159、150、144とずつと行って貯水量で言えば106万トンは池に比べても16位であります。ダムと合わせると

23位であり、殊さら巨大ダムというのは当たらないのではないかと思います。ダムの堰堤の長さも香川の中で新内海ダムの423メートルが一番長いものです。けれども、池に比べますと、高松の小田池1,721メートル、豊中の勝田池1,345メートル、続いて710、710、707、700と続いて423メートルは池に比べても15位であります。トン数も堰堤も巨大ダムは言い過ぎであります。水圧という言葉があるように、水は高さが問題であります。同じ量でも縦に積むのと横に積むのでは水圧は何百倍にもなるからです。そういった意味で、高さでは椗川ダムの高さ90メートル、2番目が小豆島の吉田ダムの74メートル、3位が内場ダムと五郷ダムの50メートル、あとは大体40メートル台です。高さでは粟地ダムが46メートル、新内海ダムは42メートルで普通のダムと見ていいんじゃないかと思います。

しかし、ダムの位置、地形、傾斜などによって巨大に見えるのではないかという主張もあります。いわゆる寒霞溪の景観を損ねるのではないかという意味で検証してみましたけれども、内海ダムが見える場所自体が非常に限られています。遠くは古江、堀越海岸、小さくしか見えません。あとは小豆島高校の近くの町道から見えますけど、これも判を押したぐらいの小さくしか見えません。標高2メートルの草壁本町の国道から寒霞溪に向かって県道を走り、寒霞溪橋、標高12メートルですけど、緩やかな坂道です。高橋旅館から町道を走っても本当にダムは見えず、直下の遊仙橋、本当に真下です。標高45メートルまで行かないと標高68メートルのダムは見えません。見えるのは堀川橋から北区に行く坂道の途中と民家の山本さん宅の前からしか見えないのです。反対チラシが使っている写真は農道の標高約70メートル近く、内海ダムと同じぐらいの高さに上がった場所が唯一のカメラポイントです。目の前に見えます。これは生活空間ではありません。その上、チラシの写真はズームアップされています。ただ巨大という宣伝が今日までされただけであります。寒霞溪の景観を損ねる場所、いわばダムの堰堤が見える民家はダム直下から約300メートル以内にある民家であることが歩いてみればわかります。正確ではありませんが、そう考えられます。そこから離れると、ダムが見えても離れた分だけダムが小さく見え、逆に寒霞溪が雄大に大きく見えてくるのです。ダム直下と下流の民家のほとんどの家からダムは視界に入らず、寒霞溪だけが目に入ります。ダムの見える場所は本当に少ないのです。15メートルほど高くなるので見える場所は広がりますが、ダムより高い100メートルを越す山が入り組んでダムを包み込むところに位置しております。巨大で景観を損ねる、景観を破壊するというチラシがありましたけど、それはよく調べもせずにワンポイントからの写真を使った誇大宣伝だと考えています。寒霞溪の景観を損ねるかどうかなを確かめることができるのは、ダムが見おろせる山からです。東はブルーライン道路の小坪の橋のそこから、

西はスカイライン道路から写真を撮ることができます。きょう、この写真持ってきました。これは私1月3日に撮った写真です。ダムが完成しても寒霞渓の景観を圧倒する巨大性はないと思われます。別当川の危険性については、また内海町史の災害の記録を見ればわかることです。元禄年間から13回も別当川ははんらんしています。チラシで安全で知られていると書かれているのは完全に間違っています。また、別当川流域の51災害の分析も間違っています。香川大学の49、51の調査を見る限り、真砂土質の山の小豆島でここは大丈夫な地域はないという説明になっておりまして、別当川流域が安全などというのはこの香川大学の調査でどこにも書かれておりません。被害が比較的少なかったのは、ダムが土石流を約9,000立米を受けとめたからだと見るのが妥当だと思います。ダムの中の断層も活断層ではなく、200万年以上前のものであり、人間が小豆島に住み始めたのが1万年前と言われますので、問題にするレベルではないと思います。

最後に緑のダム論は間違いはないと言えないものの、外国の川のように500メートルの山から1,600キロもかけてゆっくり流れる川、日本でも天竜川や信濃川のように二、三百キロかけて流れる川なら木を植え、水を吸わせ、ダムの役割にすることもあると思いますが、内海ダムは山の頂上からわずか2.5キロで海に達します。ダムまでは2.5キロぐらいだと思います。緑のダム論は小豆島では不可能だと思います。ダム反対で今から植えるというも取ってつけたようです。43年間も一九六四会が地道にモミジを5,000本を目標に植えておりますけど、聞きますと100本で10本ぐらいしか生きないのです。また、水の必要性については、地場産業は水産業的であり、醤油、つくだ煮、そうめんなど豊かな水なくして成り立ちません。一日も早くダムの完成を望むものです。

私の妹は結婚して赤坂に住んでいましたけど、51災害で山津波に遭い、家族9名のうち3名が命を失い、主人の妹はミシンが背中に当たり半身不随となりました。私のおじの奥さんの里の谷尻では、奥さんの母親とともに25名の犠牲者が出ました。150年はこの谷尻は被害がなかった地域だったのです。小豆島町の多くの方は自然災害の経験から、山と雨の恐ろしさを知っているといます。地元の人々の認識が大きく変わるはずがありません。私は、今回の内海ダム再開発の話し合いのおくれは、地元以外の人々が介入し過ぎたことが原因の一つと考えます。チラシへの反論は私の分析ですので、間違いもあろうかと思っておりますので、より正しい説明を疑問に答える形でダムニュースをチラシ形式で説明する必要があると思います。町民が間違った情報を見て、一種の不安を持ったままでは将来に禍根を残すと思います。丁寧な説明が必要だと思いますので、町長の答弁を求めます。

2番目に生活保護について、安倍首相が突然政権を放棄して大変な状態になっています

けど、小泉時代の陰の部分が増え彫りになってきています。失業率が上がり、生活保護世帯100万世帯を超え、まさに光の陰になっている生活保護を必要とする人々の問題は一番の政治課題だと思います。北九州と同じことをやった県小豆事務所、3年前旧内海町で55世帯を切り捨て、マイナス18%の後遺症がまだ残っていると思います。生活保護を受けようとする人に町ももっと親身になった相談が必要だと思います。昨年からは日弁連も生活保護110番を全国で行うなど動き始めています。失業率が高く、仕事も少ない小豆島の実態を考えると、全国一律的な対応を見直す意見を町も持つべきだと考えます。実際に年齢、学卒、免許証などから本人に合った仕事は見つからないのが現実であります。貧困は我慢できない問題であります。町長の考えをお聞きします。

3つ目に地元企業、商店の多面的機能について。大店法の規制緩和や競争至上主義で地元企業の商店は農業と同じように後継者がいなくなっています。農業の多面的機能はWTOの交渉の根幹ですが、例えば段々畑は生産性は低いのですが、地域を守るダム役割を果たしているように、地元の企業や商店の役割について、単に生産物の値段だけでなく、いかに地元で根を生やし、町民税を納め人を雇用し、自治会や消防団活動の役をこなし、街灯の電気代を払い、寄付をし、配達ではパトロールの役をなし、ツケもきく銀行の役割をすることなど、地元企業、商店の多面的機能を理論づけし条例化し、やりがいと希望が持てるようにすべきと考えます。集落ごとに店が確保されれば、高齢化時代にマッチしたまちづくりであると思います。私も東部地区労と商業協同組合、酒組合と3年続けて交流していますが、何かもっと根本的対策がなければ小豆島町がすべてシャッター通りになる可能性があると思われまます。決意のほどをお聞きします。この資料は県の方で農業の多面的機能というのを資料をもらってききましたので、これもまた担当の方見ていただきたいと思ひます。

最後に、木庄川の高潮対策についてでございます。質問の前に、土庄町の土淵海峡の高潮対策の資料を岡田町長さんにもらってきましたので見ていただきたい。先日、私が写真を撮ってきました。土淵海峡の辺の向進舎の辺とか、全体の写真を撮ってきたわけでございます。土庄は建設課が16号台風の後すぐに自分の足で調査をして、町が必要なことを先行してやっていたら県も後から動いてくれるだろうと考えてすぐに調査し、資料のような工事を既に行っています、16、17、18、19と進んでおります。コンサルの調査ではございません。聞きますと、ゲートなどでも小さなものについては地元の鉄工所に安くつくってもらったそうです。小豆島町との違いは、町民のことを真剣に考える姿勢だと感じています。旧内海町の河川で木庄が一番低く、橋も国道と平行で同じ高さがしかないということ

もあり、他の川より先行して高潮対策が進んでいますが、今後も進めていく高潮対策の手本にもなるものであります。逆水防止弁、フラップゲートもきちんとつけられておりますが、個人の排水口に対する県、町の対策が見られず、個人の問題で放置されています。高潮対策とは何かの基本姿勢がかけていると思います。小さな逆水防止弁なら8千円くらいで工事費を入れても数万円でできると思います。ポンプ場に億単位の工事を行うのも町民のためであります。排水口対策を個人任せで放置するのは間違っていると思います。個人でという以外、何の方針も持たなくていいのでしょうか、答弁を求めます。例え話なんですけど、雨漏りがあって、小さい雨漏りはもう仕方ないというようにならないと思います。高潮対策はほぼ完璧を求めるものだと思います。以上、質問終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番森議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の内海ダム再開発について、丁寧な説明についてご質問ですが、内海ダム再開発事業に対しまして、疑問を持たれている方からの意見につきましては、内海ダム再開発ホームページで香川県として回答を行っております。また、全戸配布いたしております町広報「しょうどしま」の配布と同時に、不定期ではありますが内海ダム再開発ニュースも配布しまして、県の見解を登載して住民の皆様には内海ダム再開発事業に対する理解をお願いしております。一例で申しますと、別当川の危険性、断層の存在につきましては内海ダム再開発ニュース11号で別当川の子な被害実績を登載し、当時の被害写真を引用しながら説明をしており、また断層につきましては、ダムの周辺にある断層は白亜紀の末期から第3期に形成されたものでありまして、地質学的に古い時代には活動したことはあるが、現在は活動を停止しており、今後活動する可能性がほとんどない断層であり心配はありませんなど、住民の皆さんの不安を払拭する努力を行ってまいりました。しかしながら、森議員ご指摘のように、丁寧な説明が100%できているかと言えば、ご理解を得られていない部分もあろうかと思ひます。今後も皆様方のご意見も伺いながら、内海ダム再開発ホームページや内海ダム再開発ニュースを通じて、住民の皆様のご理解を得られるよう、県とともに創意工夫をしながら丁寧な説明を行いたいと思ひておりますので、これからも議員各位のご協力をお願いいたします。

2点目の生活保護問題についてであります。国民の最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度でありまして、小豆地区の場合実施機関は小豆総合事務所であります。ご指摘の件につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせていただきます。

3点目の地元企業、商店の多面的機能についてお答えをいたします。

農業には国土保全機能や水源涵養、また景観形成など農業生産以外の機能がございませうように、地元企業、商店においても企業活動以外に地域に貢献する多面的な機能を有していることはご指摘のとおりでございます。

具体的に申し上げますと、生産、流通の過程において、さまざまな雇用の機会を創出することはもとより、地元商店につきましては地域コミュニティの拠点となるとともに、御用聞きや宅配サービスなどによりひとり暮らしの高齢者の安否確認や現状把握が可能となります。さらに、店舗や事業所の存在に加え、街路灯の設置により、防犯上メリットなどがあるなど、地域に果たす役割は大きなものがあると認識をいたしております。

一方、本町における地元小売店や中小零細企業を取り巻く環境は、大型店舗やコンビニエンスストアの進出に加え、後継者不足や経営者の高齢化などの深刻な問題を抱えておりますが、世代交代が円滑に進み、時代に即した店舗に다가えし、親子二代、三代で新商品の販売や異業種商品を取り入れての販路拡大など、着実に成果を上げている事業所も見受けられます。今後におきましては、地元商工業者のよりどころとも言うべき商工会を中心に、地域に根差した活動や地域とともに歩む商工業の担い手として日々努力を重ねられるようご期待申し上げます。また、町といたしましても商工会が実施される商工業の振興に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

多面的機能を理論づけし、条例化せよとのご意見でございますが、企業活動の一環として発揮される多面的機能を理論づけし、条例化することは現実としてなじまないものと考えております。

なお、約20年前に商工会が県、町の補助を受け、設置をいたしました街路灯が老朽化していることから、本年度予算におきましても街路灯の改修事業に対する補助金を計上しておりますが、これも地元企業、商店の多面的機能を考慮した上での措置でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に4点目の質問は、現在県営事業として木庄川で実施している高潮対策工事は、今後の高潮対策の見本になるので、完璧にやるべきである、具体的に個人住宅から川への排水のために設置されている排水管の出口にも、県もしくは町の責任で逆流防止弁など設置すべきとのご意見でございます。しかし、道路を横断して排水管を設置することについては、道路管理者なり河川管理者なりの占用許可を得られているものとしても、あくまでも特定の個人の排水管は個人の財産であり維持管理責任が伴います。所有者の方にはご負担をおかけしますが、個人施設に対する補助制度を設けていない現況です。また、厳しい財

政状態の中で、新たな補助制度の新設も難しい情勢でありますことから、逆流防止弁の設置なども含めた維持管理につきましては、公平性の原則に従って所有者の方にお願ひせざるを得ないと考えております。

なお、個人の排水方法はそれぞれ違いますが、排水管は小口径のものがほとんどでございますので、4番森議員も言われたように工事費も比較的少額であろうかと思ひます。町としましては、町民の方から対策方法などの相談があった場合は、建設課を窓口としてケース・バイ・ケースでアドバイスをしながら、より完璧に近い高潮対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。次、住民福祉課長から答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 4番森議員のご質問の生活保護問題についてお答えします。ご質問では、県小豆事務所の後遺症が残っているということですが、平成16年度までの被保護者数の大幅な減少につきましては、高齢者に比べ比較的求人の多い18歳から40歳の若年層のうち、傷病等がなく就労可能なものを対象に稼働能力の活用を求めめるため、保護の廃止も視野に入れた重点的な就労指導を行った結果、保護廃止が大きく増加したものと聞いております。

平成18年度以降につきましては、前2年の影響もあり、結果的に重点就労対象者が減少したこと、対象者の学歴、資格、能力等を総合的に勘案し、より細やかな就労指導を行っていることや、能力に応じて自助努力を行ってもなお最低生活を維持することができない方に対しまして、適正、迅速な保護の適用を努めていることから、保護受給者数が微増しており、19年8月末現在、被保護世帯数172世帯、被保護者数255名と、同年3月31日現在より1世帯、5名の増となっております。

町の親身になった相談が必要とのことですが、生活保護の申請の相談等があった場合には、町として生活困窮状況とともにこれらの自助努力の状況もあわせて聴取し、預貯金や資産の保有、車の有無等をお聞きし、現在の生活保護基準に該当する方につきましては保護申請を行うよう指導しており、香川県小豆総合事務所に対しましても十分な調査指導の上、適正な決定をお願いしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、失業率の高い小豆島の実態を考えると、全国一律な対応は見直すべきだということですが、厚生労働省の通達による生活保護法による生活保護の基準によりますと、全国の市町村を級地区分として6段階に定めており、小豆島では最も低い段階の3級

地の2となっており、全国一律な対応は行っておりませんのでご理解賜りたいと存じます。

最後に、実際に本人に合った仕事が見つからないのが現実だということですが、生活保護はあらゆる努力をしても、また活用できる制度はすべて活用してもなお生活を維持できないときに受けることのできる最後の制度であることから、申請される方において職のやり取りをせず真摯な求職活動、自助努力なしでは成り立たない制度でありまして、その費用が貴重な税金で賄われている以上、国の定める基準に従い、適切な運用が求められていることをご理解賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 多分もう時間も過ぎとると思うんで、1点だけ、高潮対策なんですけど、土庄の場合は海に面しとるところ、町と県とで両方でやってるんです。もうすぐにやってるんです。その姿勢を僕は言ってるわけです。ですから、個人のところはあかんのならあかんというのは町の方針だろうとは思いますが、個人がどのように困っておられるか、どのような考えをしておられるか、お金がなくてできない思ってるのか、自分がやるのか、その辺の調査はきちんとしてくれますか、それはしてくださいよ。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） どのように町民の方が困っておるかというのを役場側から聞いてまうのはちょっと難しいんじゃないかと思いますが、相談があれば当然相談にアドバイスすることは可能ですけど、私の方から考えた場合、例えば県管理、町管理を問わず河川に流れておる排水管、出口は確かに既往最高潮位より低いところに出ているとしても、果たしてそれが家庭側の入り口の方でどういった内容のものがどの高さで排水されておるのか、また取水升の方がどうなっておるのか、その辺によって出口の高さに関係なくフラップゲート等も必要ない箇所も当然あるでしょうし、河川側の出口で対応するよりは屋敷内の会所なりの方で非常時にはふたをすとか、その方が簡単にできるとかいった、いろいろケース・バイ・ケースがあるかと思いますが、ぜひそういうことをお困りの方にはご相談していただきたい、そのように考えます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 町長、それでいいですかね。今おっしゃられたこと、現地行って聞いてあげてほしいんですよ。それぐらいのことしてくださいよ。何が災害に強いまちづくりですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） これは高潮対策だけに限らず、地域のいろいろな問題があります。それらにつきましては、我々は真摯にそれを受けとめていって、そしてそれに対してまじめに努力するというので、できることできないことありますけども、理解を求めながら町民と一緒に安全安心の社会をつくっていくということでもありますので、言うてきたら聞くんだというようなことではありません。以上です。

議長（中村勝利君） 次、12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） まず初めに、私が6月に不適切な言葉を使ったということで反省しております。お猿さんにはちょっと気の毒だったんですが、やっぱり不適切な言葉遣いであったということで、反省しております。はいじゃあ、ただいまから行きます。

ただいまびっくりするほど大きな選挙が始まっております。投票所等公共施設のバリアフリー化、トイレの洋式化についてお尋ねいたします。

草壁本町の投票所は最近まで星城小学校でした。小学校では長い階段を登らねばならず、老人や障害者にとっては大変でした。学校の都合でここ2回、本町会館なるところで行われております。しかし、ここにも階段があります。住民の権利と義務であるという選挙がまことに申しわけないんですが、職員さんには丁寧に扱ってもらっておりますところの私の高齢化っていうのが前期高齢化に入りますので、高齢化といいますが、高齢化の現在、投票率アップ、町議、町長、県議、県知事、参議院、衆議院と必ず投票せねばならないということで行ったんですが、40から50%から、80%から90%の投票率、これを公共すべての施設をできればバリアフリーにしていきたい。非常に優しく親切にさせていただいておるのに余りに文句を言うたらいかんぞという節もありますが、私はここで皆さんにバリアフリーということをやったということでバリアフリーの項目はそれにおいて、公民館とか町内の各種公共施設でのバリアフリーのほかに、私は便所、トイレが旧来のままのトイレが多いということで老人の方、障害者の方に指摘されました。できればトイレについても洋式化の方向に向かう方が急務だと思います。いかがでしょうか、よろしく願います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番新茶議員のご質問にお答えいたします。

公共施設のバリアフリー化についてであります。選挙のときの投票所として使用する公共施設については、従来から利便性が高いこと、また障害者を含む社会的弱者への物理的な障害が極力少ないことなどを考慮しながら選定をしましてまいりました。しかしながら、

完全にバリアフリーである施設は少ない状況にあり、仮設スロープの設置や職員の介助により選挙人の利便性並びに安全性の確保に努めてまいったところでございます。

一方、平成18年12月に高齢者、障害者などの移動などの円滑化の促進に関する法律、いわゆる新バリアフリー法が施行され、バリアフリーの対象施設を建築物に加え、新たに道路、また路外駐車場、公園施設が加わることとなりました。施設などの新設、または改良時には基準への適合義務、既存のものについては基準への適合努力義務がそれぞれ課せられるものとなっており、施行令において段差解消を初め、障害者などが円滑に利用できることのできる構造の水洗器具を設けたトイレを設けることなどが定められております。

本町におきましても、今議会に提案させていただいております小豆島町総合計画において、年齢、障害の有無にかかわらず平等に便利さを享受できるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを目指すものとしており、すべての町民が選挙のみならず広く社会参加できる環境整備を推進してまいります。12番新茶議員がご指摘の公共施設のバリアフリー化についても各施設の構造及び利用状況を調査しながら検討してまいりたいと思います。よろしくご理解賜ります。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） もう一つお願いするのを忘れておりました。実は、昨日が敬老の日でした。草壁地区は9月9日が敬老の日で、町長がお見えになり、一同非常に興奮して町長のごあいさつを伺いました。やはり町長が来て、私は後期高齢者に入るっていうふうなあいさつをなされたところが、町長は若いなあという話から始まって、皆興奮しておりました。

議長（中村勝利君） 新茶議員、今の質問は通告外と思われるので。

（12番新茶善昭君「いや、ちょっと私は事務局長や次長や議運委員長に不適切な言葉を口に出すちょっと危険人物かもわかりませんが、ちょっとお願いしたいことがあります」と呼ぶ）

いや、通告外と思われるので。

（12番新茶善昭君「それじゃ、ここで中止します。どうもお邪魔しました」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は1問だけ、町長、担当課長に質問をいたしたいと思えます。小豆島の公共交通の安定確保について。「少し考えてみませんか。クルマと公共交通

のこと」というパンフレットが町役場に置かれてますが、交通事故のこと、交通渋滞のこと、地球環境のことが書かれ、安全な交通手段であり、交通渋滞解消に役立つこと、地球環境に優しいことなどが詳しく説明されています。

しかし、現在は自動車の保有台数の増加とともに、鉄道バスの利用者は大幅に減少していること、その結果として私鉄のバス路線が廃止せざるを得なくなり、今では市営バス、町営バスなどコミュニティーバスでやりくりしていることがこの資料の、資料ちょっと机置いとんですけど、ちょっと失礼します。これが役場内に置かれてるわけなんですけど、9ページに記載をしております。また後で皆さん見とってください。9ページに載っています。小豆島は便数は減ったものの、小豆島バスが全路線を廃止せずに運行させています。しかし、実は私も定年を迎えますし、団塊世代で来年12名が退職いたします。30名いる運転手が18名になり、島バスを個人企業レベルの物の見方で放置すれば大変なことになると思いますが、小豆島のバス交通活性化委員会が7月に行われたが、島バスへの支援が急務だと思われませんが、この件についてよろしくお願いたしたいと思えます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番中江議員のご質問にお答えをいたします。

なお、答弁につきましては6月22日の全員協議会の際の総合計画に関する質疑に対する答弁内容と重複するところがございますが、ご承知いただきたいと思えます。

これは、県ベースでの統計数値であります。昭和40年当時のバスの利用を100とした場合に、平成17年の香川県におけるバス利用率は実に9%という結果となっております。

また、人口の減少傾向にある小豆島にありまして、乗用車の保有台数は近年増加傾向にあり、中でも軽四輪車が大きく増加をしております。この数値が示すように、島内における現在の交通手段は確実にマイカーに依存した社会となっておりますが、県下でも最も高い高齢化比率を考えますときに、ご指摘のようにマイカーに過度に依存していない地域づくりは急務であると考えております。

来年に迫ったオリーブ百年祭を契機として、このような状況を少しでも打開するべく、本町から関係機関に働きかけました結果、平成19年度に四国運輸局が事業主体となり、国土交通省の公共交通活性化総合プログラムの採択を受けまして、小豆島のバス交通の活性化について検討することとなりました。本事業におきましては、バス事業者、旅客船事業者、地元自治体、利用者代表などで活性化委員会を組織し、利用者ニーズの把握及び旅客船との乗り継ぎ改善策、並びにオリーブ百年祭を想定した利便性の向上策などについて検討を進めることとなっております。

現在のところ、8月から9月上旬にかけて利用者ニーズなどの現状把握を目的として、地域住民と観光客を対象としたアンケート調査の実施を終えまして、現在その分析作業に取りかかっているところでございます。本来なら、民間事業者が業として経営を行う上で現状の打開策を模索する中で、このような取り組みのアクションをバス事業者自身が起こすべきところでありますが、行政としてできる限りの努力をしていることはご理解賜りたいと思います。

なお今後におきまして、路線バス存続に向けて、利用客の増加を目的としたバス事業者が行う取り組みについては、行政として可能な範囲で支援をしてみたいと考えておりますので、重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 先ほど町長に答弁いただいたわけですけど、小豆島バスの実情なんかも前回私が申しましたように、町長おわかりかと思うわけですけど、現在に当たってこないだの9月4日の四国新聞の記載によりますと、合併町の赤字コミュニティーバスのことが載ってます。少し申しますと、やはりコミュニティーバスと私鉄バスの違いは何かと、運賃です。やっぱりコミュニティーバスは3者的に寄って、運賃大人は100円ないし250円までです。そういなんで運行しているわけですけど、ここに当たって採算がとれないと、路線の見直しとかいろんな部分が危惧されているわけですけど、やはり僕が思うのは、やっぱり既存のバス会社にいろいろ話しかけをしていただいて、島バスの実態、これからどうやっていくんだと、どう対応していくんだと、やっぱり行政も既存のバス会社もこうやっていくという協議会、協議会設置されてますけど、その中で十分に双方の意見を交換し、これからの路線バスの対応をどうやっていくかということを審議していただきたいなあと考えております。これは私の意見ですけど、もう放置するんじゃなくして、既存のバス会社とよく協議会の中で審議されて、この路線バスのあり方について審議していただくということが一つと、もう一点は土庄町でありますけど、町広報でバスの利用の呼びかけ、小豆島町もしていただいておりますけど、その中でノーカードー日、いわゆる町の職員が金曜日に自分の自宅から町役場まで島バスの回数券を買って乗っていただく。

実は、これを申すのは、交通政策いうものがあって2種路線、3種路線とかはあるわけです。島バスは一生懸命頑張って2種路線から転落せんように、3種になるともう転落で廃止です。何とかバスへ乗ってますよという形でいろんな工面をしようるわけです。回数券を買ってもらったり、また行政の方で乗ってもらうということを四苦八苦して何とか路線バスで残しとるわけですけど、そういなんで自治体でも行政でもやっぱり環境に優しい

バスに乗ってもらうという、そういった方向で協議会の中で審議をしていただきたいと。

もう一点はことしですけど、来年百年祭があります、オリーブ百年祭。これに伴う、今回初めて協議がされて小豆島バスに福田港発、大部港発臨時便、オリーブナビ号を走らせました。この件につきまして、いわゆる船が着いてもバス便がないという時間帯が2時間あるんです、ロスが。その間に小豆島バスが走っていったわけです。往復とも2便です、福田港発、大部発が2便です。実際に経費がかかったのが100万円少しかかっています。お客さんはほとんど乗ってないです。僕も走りましたですけど、ほとんど空気を積んで走ったところで、採算がとれないという部分があります。来年の4月もこれをオリーブナビ号を走らせてもらえるかという提案は受けてます。でも赤字会社にまだ赤字をふやすようなことをしてもらったら、また百年祭が非常に乏しくなると思うんで、できれば臨時便でもやっぱり行政の方から補助していただくとか、いろんな工面があると思うんですけど、これあわせて協議会の中でいわゆる生活路線バス、また臨時便、そういったことを協議会でお話は詰めてもらえんのかなと。これはもう私の意見と提議ですけど、そのあたりどうですか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 中江議員さんのご質問でございます。

まず、町広報でバス利用の広報、これをやってもらえないか、それを活性化プログラムの委員会の中で協議をしてほしい、それからノーカーデー、これについても協議してほしいということでございますが、バス交通の活性化委員会が組織されまして、その中に島バスの大森取締役会長さん、この方も入られております。その中で行政も入り、いろいろな自治会の会長さん、老人クラブ連合会の会長さん等も入られております。その中で、その地域の公共交通をどうしていったらいいのかという検討をしていくわけでございますが、その中で今言われたようなことを当然協議をしていったらいいんじゃないかなと思っておりますので、会長さんの方からそういうご提案をなさればいいんじゃないかなというふうに考えております。

あと百年祭がらみの実証実験の運行につきましては、商工観光課長の方から答弁申し上げます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 百年祭のイベントに関しまして、臨時バスを運行していただきたいということで、自主運行を小豆島バスさんにさせていただきました。その中で、PRについて非常に不足したのではないかなという反省点がございます。と申しますの

も、6月から順次運行してはいましたが、最終的に私ども実行委員会の方でバス運行に関するポスターまでつくりました。それまで島バスさんの方には情報提供をずっとお願いしてはいましたが、なかなか情報提供がなされず、ポスターの方をつくるのも8月に入ってからと。あと、航路事業者の方に私どもの方からこういったバスを運行する企画がございまして、今後島バスさんからご説明が来るであろうということも事前に申し上げておりましたが、その説明もなかったと、そういった条件もございまして。もし来年も走らせていただけるのであれば、実行委員会の方で十分にそのあたりの情報提供をいただければ、実行委員会としてPRをしてまいりたいと。やはりバスの運行をなせる中で、乗客を確保しようと思うとやはりPRが大事でございまして。特に船便との接続につきましては、船会社のホームページなんかを見て、この船に乗ったらこのバスがあると、そういった確認が必要になってまいります。そういったところに情報発信についても航路会社の方は協力したいというふうに申し出ておりますので、そういった面も含めて早期の情報提供をいただきましたら、実行委員会の方でPRに努めてまいりたいと思っております。したがって、今回自主運行ということでございまして、運行に対する補助は出せませんが、側面的、またPRについては積極的にご協力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜われたらと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は2時20分。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、次の2点について質問をさせていただきます。

初めに、内海ダム再開による新たな水源確保の問題点についてです。内海ダム再開事業は多額の税金で巨大なダム建設を行うものであるのに、合理的な説明、十分な情報の提供が行われず、先日は土地収用法に基づく説明会が物々しく強行をされました。

6月議会の一般質問では、県下一高い水道料金でためてきた内部留保資金をダム建設のために使っていること、本来留保資金を充てるべき多額の大規模改修事業が予定されており、いかに水道料金水準を維持するかが課題であるとの答弁がありました。町民に大きな負担をかけてのダム建設での水道水の確保が必要なのか疑問です。

そこでお尋ねいたします。

第1、旧内海町では平成9年度、水需要将来予測で人口は減少傾向にあるものの、1人1日当たりの使用水量は増加するので、水道水の全体使用量は増加すると予想し、新たに日量1,000トンの水源が必要であると内海ダム再開発の根拠の一つとしています。ところが、小豆島町になって合併したことにより、水需要予測を改めて行ったとして、人口の減少傾向に伴い、水需要予測はわずかな減少傾向にありますと変わりました。なぜそのように変わったのか、その人口推計と水の必要量の積算根拠を明らかにしていただきたいと思えます。水需要予測が変わったのであれば、必要水源量も変わるのではないのでしょうか。また、合併したことで旧池田の水源も活用できるようになりました。さらに今後簡易水道を上水道に統合する予定ということで、簡易水道の水源も活用できるのではないのでしょうか。それらの水源を含めた予測はどうなっているのでしょうか。再度改めて検討する必要があるのではないですか。

第2点、新内海ダムができた場合、その事業負担金や維持管理費が水道料金にはね返ります。今でも県下一高い水道料金であり、これを見直して住民の負担軽減を図るべきときに逆行するのではないのでしょうか。

最後に、本来水道施設の改修などに充てるべき内部留保資金を内海ダム再開発事業の負担金や人件費等に充てています。留保資金を使ってしまったら、当然水道料金にはね返りません。内海ダム再開発事業の目的の1番目は治水だと言われておりますが、治水について建設課など他の課の職員はなぜかかわらないのか、水道課の4条会計職員の日常的な仕事はどういうことなのか、具体的にお答えください。

次に、後期高齢者医療制度についてです。

後期高齢者医療制度が来年4月から導入されます。制度が始まれば、現在加入している国保や健保を脱退させられ、高齢者だけの独立保険に組み入れられます。現行制度との大きな違いは、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が保険料の負担を求められ、大多数が年金から天引きをされることです。保険料は今後都道府県ごとに決められますが、厚生労働省の試算では平均月6,200円と言われております。介護保険料、平均月4,090円と合わせると月1万円を大きく超えます。また2年ごとに改定される保険料は、後期高齢者がふえるのに応じて自動的に保険料が上がる仕組みになっています。3年ごとに引き上げられている介護保険料の場合は、6年で平均千円以上も上がりました。保険料の年金からの天引きは65から74歳の前期高齢者の国保にも適用されます。日本共産党の小池晃参議院議員が国会で取り上げたように、大阪市のひとり暮らしの高齢者で年金額が1万5千円の場合で試算すると、介護保険料と国保料の合計は月4,413円にもなります。年

金額の約30%近くが強制的に奪われる悲惨な事態です。支払えない場合の無慈悲な仕打ちも後期高齢者医療制度には盛り込まれています。従来75歳以上の高齢者は、障害者や被爆者などと同じく保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないとされてきました。後期高齢者医療制度はこれを覆し、保険料を滞納すれば高齢者でも容赦なしに保険証を取り上げ、短期保険証、資格証明書を発行するようにしたのです。国保では高過ぎる保険料が払えず、保険証が取り上げられ、必要な医療が受けられないために死亡する事態をやめさせることが緊急に求められています。逆に、保険証の取り上げを高齢者医療に拡大するなど絶対に許されません。政府は病院、診療所に支払われる診療報酬を、後期高齢者については心身の特性にふさわしいなどという口実で別建てにして格差をつけようとしています。高齢者は粗悪医療や病院追い出しを迫られ、医療難民を生み出すことにもなりかねません。後期高齢者医療制度の導入は、75歳以上の医療を他の医療保険から切り離すことで、保険料値上げか医療水準の引き下げかというどちらをとっても痛みしかない選択を高齢者自身に迫るものです。しかも、後期高齢者医療制度の導入に並行して、70から74歳の人の窓口負担の原則1割から2割への引き上げを初め、医療改悪が推し進められようとしています。高齢者に負担を押しつけ、人権を侵害するこの後期高齢者医療制度は許すことはできません。

そこでお尋ねいたします。町長はこの制度についてどのようにお考えでしょうか。保険証1枚でだれでもどこでもどんな病気でも安心して受けられる医療にしていくため、この無慈悲な制度の来年4月からの実施の凍結と抜本的な見直しを国に求めていただきたいが、いかがでしょうか。また、この制度改悪から町民を守るために、国と広域連合に対して町として次の点をぜひ要望していただきたいと思います。

- 1、一般会計からの繰り入れなど保険料軽減の措置をとること。
- 2、広域連合で条例を制定し、減免制度をつくること。
- 3、資格証発行の中止をすること。
- 4、高齢者の意見を反映する、住民に情報を提供するなど民主的な運営をすること。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目の内海ダム再開発による新たな水源確保の問題点についてであります。内海ダム再開発につきましては去る8月25日に土地収用法に基づく事業説明会が開催されました。住民の皆様には安心安全なまちづくりのための本事業へのご理解を一層お願いをいた

したいと存じます。ご質問の答弁につきましては、詳細なものとなりますので、後ほど担当課長から答弁をさせます。

2点目の後期高齢者医療制度についてであります。少子・高齢化が急速に進み、社会環境が大きく変化している近年、医療費が増大し、平成19年度には75歳以上の方々の医療費が国民総医療費の35%を占めるまでになると予想されています。このように、高齢者の医療費が高騰する中、現役世代の支援と高齢者自身の負担を明確化し、国民皆保険を将来にわたって持続しつつ、高齢者の心身の特性に合った医療を提供するための制度が求められていました。その制度といたしまして、平成20年4月からは高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が実施されます。その制度は75歳以上の後期高齢者などを対象とし、香川県内17市町すべてが加入し、設立された香川県後期高齢者医療広域連合が運営を行い、この広域連合において保険料の決定、医療の給付などを行い、市町では保険の徴収や申請、届け出の受け付けなどの窓口業務を行うことになっています。この後期高齢者医療給付などに必要な財源の構成は、公費50%、現役世代からの支援が40%、後期高齢者からの保険料10%で賄われることとされ、減免制度につきましては世帯の所得に応じて7割、5割、2割の減免制度が設けられることになっております。

被保険者の皆様に公平に保険料を負担していただく観点から考えますと、保険料の未納は深刻な問題であり、その有効な対策として短期証、資格者証の発行が定められておりますが、短期証、資格者証、いずれの場合も滞納者との接触の機会を確保し、交付対象者ができる限り減らす努力をしております。特に、資格者証の交付につきましては、相手が高齢者ということもありますので、生命の危機に陥りかねないことから、広域連合とも連携し、慎重に行いたいと考えております。

なお、ご指摘のとおり、70歳から74歳までの方の窓口負担につきましても、医療費の高騰する中、収入のある世代に公平に負担していただくことから、2割負担をしていただくこともやむを得ないものと認識いたしております。

情報提供といたしましては、7月より香川県後期高齢者医療広域連合のホームページが立ち上げられており、その中で制度について掲載されております。またチラシを平成19年10月及び平成20年3月に全戸配布いたしますとともに、町役場窓口に設置いたします。町の広報には平成19年5月に掲載済みで、今後も12月号及び平成20年1月号並びに3月号に掲載予定であります。今後とも住民の周知、情報提供に努め、4月からの制度のスムーズなスタートができるよう理解賜りたいと存じます。あと、水道課長から答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、平成15年の内海ダム再開発のパンフレットにある、人口は減少傾向にあるものの、1人1日当たりの使用水量は増加するので、水道水の全体使用量は増加することに関しましては、内海ダム再開発事業の当時の水需要予測は平成11年の水道の変更認可により記述をいたしたものであります。19年度のパンフレットでは、わずかな減少傾向にとありますが、これにつきましては平成18年3月21日に旧池田町と旧内海町が合併をしたことに伴い、平成17年度までの実績をもとに水需要予測の見直しをかけた結果でございます。

水需要予測に用いる人口予測の基礎データは、国勢調査と住民基本台帳の2つの資料がございますが、小豆島町の需要予測では過去10年間の実績であります住民基本台帳をもとに予測をいたしております。なお、平成11年度の水道変更認可時の予測も住民基本台帳をもとに算出をいたしており、平成17年度までの推移については予測と比較をいたしましても差異なく推移をいたしております。この2つの方法を比べると、住民基本台帳による予測の方が実績との差異が少なく推移をいたしておることから、住民基本台帳資料を採用し、人口予測を行っております。

次に、水の必要量の算定根拠につきましては、平成18年に見直しを行いまして、旧内海の上水道、旧池田の上水道と橘、岩谷及び中山の簡易水道を上水道に統合する計画で検討を行っております。

水の需要予測につきましては、生活用水、業務営業用水、工業用水、その他用水ごとに実績値をもとに予測を行い、合計での必要量の算定を行っております。その結果、平成28年度の推定予測の1日最大給水量は1万27立方メートル、1日平均給水量は6,813立方メートルとなりまして、現在の安定水源であるダムからの取水では殿川、内海、粟地、吉田ダムなどを合わせても8,886立方メートルしかありませんので、不安定水源であるため池も水源といたしており、今回の計画では不安定水源の軽減化も計画をいたしておりますので、今回新たな日量1,000立方メートルの水源確保を目的に、内海ダム再開発の共同事業者として参画をいたしておるものでございます。

合併したことで旧池田町の水源も活用できることにつきましては、それぞれの水源状況を見ながら柔軟に対応する必要性は認識をしており、先般の湧水時においても、旧池田町の予備水源を緊急的に西村地区で送水管を接続し送水を行いました。また、簡易水道を上水道に統合することで、簡易水道の水源も活用できるのではとのご質問でございますが、

各水源から内海上水道への原水の送水管の布設が新たに必要であることや、高低差があることからポンプ設備も必要となりますので、多額の設備投資が必要であり、取水量も少のうございますので、岩谷、橘地区においては投資的経費からして現実的ではないものと考えております。

2点目のご質問の、内海ダム再開発事業の負担金や維持管理費が水道料金にはね返るとのご質問でございますけれども、現時点での再開発事業費は185億円で、治水分の負担額がこのうちの95.2%、約176億円、水道分の負担額は4.8%の約9億円の予定でございます。このうち、小豆島町が負担をいたします水道負担金の財源内訳としましては、国庫補助金が3分の1、県費の補助金が27.78%、一般会計出資金が3分の1ですので、水道事業会計からの支出は全体の5.67%、約5千万円となります。今後の事業負担金やダムの維持管理費が水道事業会計に影響はしてまいります。現時点での経営状況はおおむね良好でありますので、水源開発関連の支出により急速に経営状況が悪化するとは考えておりませんので、経営努力にもよりますが、水道料金の改定の必要はないものと考えております。

なお、現在の水道料金につきましては、旧内海町では昭和58年から、旧池田町では昭和62年の料金改定以降、2回の消費税加算はありましたが、合併まで維持し、合併協議の中で家庭用につきましては池田町が、事業用につきましては内海町が安い料金設定をいたしておりましたので、合併後は安い水道料金体系に統一をして運営をいたしております。

3点目のご質問につきましては、これまで申し上げてきたとおり、内海ダム再開発事業は洪水調節と水道水源の確保を目的とする多目的ダムであります。鍋谷議員ご発言のとおり、このダムの第1の目的は別当川の洪水調節であり、香川県がこの目的達成の主体となっております。本町は第2の目的である水道水源の新規開発のために共同事業者として事業に参加するものであり、言いかえれば事業に参加の目的は新規水道施設の調達でございます。したがって、内海ダム再開発事業負担金は治水事業に関する地元負担金ではなく、新規水道施設の調達に係る直接的経費でございます。加えて、公営企業における固定資産額の決定に当たりましては、資産調達額の直接的経費のみならず、調達に要した事務的経費及び人件費等を加算して固定資産額として差し支えないものと解されており、これらの新規水源開発に係る直接的、間接的経費を含む資本的収支不足額に損益勘定留保資金を補てん財源とすることに関しては、何ら問題を認めないものと考えております。

また、事業参加の目的が新規水道施設の調達であることから、この事業に関する事務は水道課に分掌させるべきものと考えており、内海ダム再開発事業の推進に関すること、そ

の他水源開発に関することを事務といたしまして、小豆島町水道事業事務分掌規定に定めております。

具体的業務につきましては、内海ダム再開発事業負担金の財源である国県補助金の申請、同事業に関連して行う水道施設の新規及び改良、県所管部局との事務調整、地元住民の皆さんとの連絡調整など、内海ダム再開発事業で本町が担任すべき事務全般を所掌しております。以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 水源の問題ですけれども、答弁にもありましたように、1人当たりの水使用量は減ると、人口が減る中で減っていくということで、今ある水源を最大限に利用して、また水道料金体系の見直しも含め節水を徹底することや、雨水の利用とか検討すべきことはあるのではないかと。多額の税金をかけてダムをつくることで水源を確保するんじゃなくて、ダム以外の方法、例えば海水の淡水化とか岡山、高松からの海底導水とか、本当に水源確保のためにそれ以外でも検討すべき方法はあります。それで、そういう検討はされたのかどうか、そのことをお尋ねいたします。

それと、1人当たりの使用量、これについてちょっと現在の状況と先ほど推定値を言われましたけれども、その時点で1人当たりどれくらい使用するような計算をしているのかお尋ねをしたいと思います。

それと、後期高齢者の問題です。17日は敬老の日でした。長年日本の社会の発展に尽くしてこられた高齢者の方々は、老人福祉法の基本理念にもありますように、多年にわたり社会の進歩に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されなければならないと思います。しかし、わずかな収入の高齢者にも保険料を負担させる今度の制度で、それが保障されるのでしょうか。今高齢者の方は暮らしは極めて厳しい状況に置かれています。年金が下がっていく中で、課税対象の所得がふえ、年々増税がされています。高齢者人口がふえれば保険料が上がるという長寿を喜べない仕組み、高齢者の医療費がふえれば保険料が上がるという高齢者が医者にかかることを遠慮せよと言わんばかりのこの制度は撤回させるべきではないかと思います。町長はこういう点について、町長自身はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

それで、先ほど保険証の取り上げのことも答弁ありましたけれども、今度の制度で滞納して保険証の取り上げが起こる状況っていうのは、月1万5千円以下の年金か、または介護保険料と医療保険料が年金の2分の1以上になるときなんです。月額1万5千円の年金

たとえば、生活保護基準の6分の1以下です。こういう低年金者から保険料を求めて、納めたくても納められない状況になったときには保険証を取り上げて、病気になっても医者に行けないと、そういうことは生存権を保障してる憲法25条に照らしても余りにも冷たい制度だと思います。この保険証を取り上げるということは、あってはならないと思いますし、そういう制度をやめさせるために主張していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

後期高齢者の年金の問題、75歳以上、来年からということでございますが、これらにつきましてはご存じのとおり、日本の国の財政状況が非常に悪いと。800兆円から借金をしておると、そういうことから各自治体も始末をして行政改革、財政改革をやってくれと、それには合併をなささいというようなことで全国そのような方向で動いております。そういう中で、後期高齢者につきましても少子・高齢化、お年寄りがどんどんふえておる、今ちょうどきのうが敬老の日でございましたが、小豆島町でも34.7%、65歳以上、そういう日本全国では21.5%、20年ぐらい小豆島早う進んでおるといような状態です。そういう中で、高齢化に対する医療福祉が費用が増大してきております。それらについて、弱者を保護するのは、助けていくのはそれは政治であります。しかし、今現状悲しいかな、そういうことが助けることがなかなかできない、できるだけひとつ辛抱と協力をしていただきたいというのが後期高齢者なんかにも負担がかかってくる、また医療費が高くなってくると、両方自分たちの生活にいろんな費用が負担を強いられるというような現状であります。これは、私としても情けないと思います。しかし現状は現状で、きちっと認識をして、その上でどうしていくか、これをどう今をしのいでいくかということでありまして、今現在の日本の政治は地方は特に格差の中で辛抱していかないかんというようなことであります。そういう点で、先ほど答弁いたしましたように、これらの医療費については非常に遺憾でありますけれども、我々やっぱり国民の義務としてこれはできるだけことはしなければならぬと、こういうように思います。

それから、水道料金とかそういうのにつきまして、水道課長の方から答弁させます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 先ほどご答弁しましたように、合併以降、水需要予測については見直しをいたしました。それで、わずかながらでございますけれども、水の使用量は減るといような結果となっております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、

この水収支の計算には簡易水道、町内で6つありますけれども、とりあえず合併がしやすい橋、岩谷、それと中山の簡易水道については上水に統合するということで、その水需要予測もプラスアルファにいたしております。

それと、料金改定でございますけれども、料金改定につきましては何度もお答弁をさせていただいておりますように、今回の内海ダムの再開発に関しての利水容量の負担金の水道事業会計からの負担金は約5千万円でございますので、今の経営状況でいきますと料金改定については必要でないというふうに考えております。

それと、水の確保の問題でございますけれども、海水の淡水化とか海底導水とかいうご意見でございましたけれども、海水の淡水化についても沖縄とか福岡とか現実にやられておりますけれども、水の製造単価が非常に高つくというような状況になっております。それと、海底導水については聞き及んだことなんで少し不確定というようなこともございますけれども、内海ダムの再開発を考えていく中で、香川用水の受益を受けないと、小豆島については受けないのでということで、志度の大串半島から三都半島まで海底導水を引っ張って、香川用水の恩恵を小豆島の地区にも受けられるようにということの試算をされたいというふうに聞いておりますけれども、その当時相当の事業費がかかって実現できていないというふうにお聞きをいたしております。

それと、1人日当たりの使用水量でございますけれども、平成18年のデータでいきますと、1日当たり435リッター、10年後の平成28年になりますと、使用水量がふえるというふうに予測をさせていただいておりますので、479リッターというような推計値を出しております。以上です。

議長（中村勝利君） 10番植松議員より申し出がありました。体調不良のため退席をいたし、一般質問の取り下げ申し出がありました。許可をします。

これで、一般質問を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第49号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第49号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、平井美恵子氏が、去る8月に急逝されました。これに伴いまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、新たな委員の選考を行いましたとこ

ろ、本町池田の日向育子氏が人格識見高く、これまで積極的に社会活動にも携わり、人権擁護に深い理解を有しておられます。同氏を人権擁護委員に推薦いたしたいと考えておりますので、ご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第49号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第50号 小豆島町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第50号小豆島町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第50号小豆島町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本年10月1日に郵政民営化法が施行されることに伴いまして、町長の資産公開に関する条例について内容変更及び文言整備の必要が生じたので、本条例を改正しようとするものであります。内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第50号小豆島町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本改正案につきましては、本年10月1日に郵政民営化法、9月30日に証券取引法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

郵政民営化法につきましては、日本郵政公社を解散し、その業務を新たに設立する5つ

の株式会社と1つの独立行政法人に引き継ぐものでございますが、これに伴い日本郵政公社法、郵便貯金法、郵便為替法などが廃止されることから、第2条第1項第4号中の郵便貯金に関する規定を削るものでございます。証券取引法の一部を改正する法律につきましては、幅広い金融商品についての包括的な制度整備を行うもので、法律名も証券取引法から金融商品取引法に改正されております。今回の条例改正では、第2条第1項第5号に規定する金銭信託が、第6号に規定する有価証券に包含されたことに伴い、第5号を削り、また第6号中の法律名を改めるとともに、第6号以下を1号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律、政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例についても同様の改正が行われたところでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第51号 小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第51号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第51号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院において介護保険法によるサービスを実施するために、本条例を改正しようとするものであります。内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご

審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 内海病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 議案第51号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

平成18年4月の診療報酬改定で、医療保険で治療できるリハビリテーションに日数の上限が設定され、除外対象のある疾患を除き上限を超えた患者さんはリハビリを受けることができなくなりました。これらの患者さんに対して、介護保険でリハビリテーションが受けられるよう、通所リハビリテーションセンターの開設許可をとるため、本条例に介護保険法に係る事業を追加しようとするものです。

また、病院では介護保険事業として訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の事業を実施しておりますが、これらの事業につきましては病院についてはみなし指定があったものとされ、手続なしで実施してきたところではございます。今回、条例を一部改正するに当たり、これらの事業も含めて改正しようとするものであります。

1条第1項の「必要な医療」の次に「及び介護サービス」を加えまして、第2条第3項の次に第4項として介護保険法に係る事業、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導と通所リハビリテーションを加えようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） これは大分問題になっとった件ですから、内海病院にかかったり、いろんなところの人が困っとったと思うんですけど、これ人数どのぐらいの人が一体助かる、これ多分回復の面もあると思うんですけど。

それから、リハビリ関係については人員の補強というんか、そういうことまではしなくてもやっていけるんでしょうか、この2つをお願いします。

議長（中村勝利君） 内海病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 対象の人数につきましては、リハビリテーション課の方で今実際かかっている患者さん等を、ちょっといろいろ調べてもらいました。大体35名ぐらいが該当するんでないかということでございます。

それと、実施する職員の件でございますが、今理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、このあたりでリハビリを行っておるわけなんですけど、あまり金をかけずに今の体制でできるようにというようなことで検討をしております。ですが、今年度1名作業療法士が退職をしておりますので、今後そのあたりの補充等が必要になってこようかと思っております。

が、それほど人数をふやさずにいけるのではないかと考えております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第52号 平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第52号平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第52号平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年度小豆島町一般会計及び国保会計などの7つの特別会計、これに加え水道、病院、介護老人保健施設の3事業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、議案第52号平成18年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

決算の内容につきましては、例年決算特別委員会が設置されましてそれぞれ関係課から説明がありますので、私からは決算の概要について、施策の成果に関する説明書の中の財政編によりご説明申し上げます。

説明書の2ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

一般会計の決算の状況でございます。18年度の決算額は、歳入決算額が83億8,856万1

千円、歳出決算額が73億6,409万6千円、差し引き形式収支が10億2,446万5千円、これから繰越明許をした事業の財源1,834万3千円を差し引いた実質収支が10億612万2千円の黒字となっております。前年度と比べますと歳入が4.9%、4億3,494万9千円、歳出が12.9%、10億9,250万7千円の減となっております。実質収支のうち、地方自治法の規定による基金繰入額5億1千万円は、余剰金である実質収支10億612万2千円の2分の1の額といたしております。単年度収支は今年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた額で、6億5,621万8千円の黒字となっております。この中には、基金の積立金147万3千円と基金取り崩し額2億7,892万2千円が含まれており、実質単年度収支では、一番下に書いてありますが、3億7,876万9千円の黒字となっております。前年度より8億9,890万7千円黒字額がふえたということでございます。

以上が一般会計決算の状況でございます。

決算剰余金に相当する実質収支額については、毎年おおよそ3億円から5億円で推移しております。18年度決算においては、実質収支で10億円を超える黒字となっておりますが、その要因といたしましては、合併財政支援措置としての普通交付税合併算定替分、これが2億9,900万円、同じく普通交付税の合併直後の臨時的措置分として3,700万円、特別交付税による合併加算分2億6,500万円、県の合併補助金1億円がございます。このほか岬の分教場保存会から1千万円の寄付金、それから住宅整備交付金として1,900万円の超過交付があり、これらの額を加算しますと、合計で7億3千万円が合併支援や特殊事情で措置されております。これらにより、決算での実質収支が多額の黒字となったわけでございます。これらの措置額などがなかったと考えた場合の実質収支額は2億7千万円となり、ここ数年間の実質収支額で最も少ない額となっております。

また、18年度につきましては、年度間の財源調整のため町の預金に相当する財政調整金減債基金から4億7,900万円を取り崩しており、合併支援等がなかったものと考えた場合、これらを差し引きますと実質2億円の赤字となるわけでございます。このようなことから、平成18年度決算において実質収支が10億円の黒字であったといっても、合併により財政状況が好転したのではなく、合併支援等による一時的なものであり、財政状況は極めて厳しい状況にあるということをご認識しておく必要があります。

ご承知のとおり、合併支援措置につきましては平成18年度をピークに減少することになっております。普通交付税の合併算定替は原則10年間で終了し、あとは経過措置のみ、同じく普通交付税の合併直後の臨時的経費に対する財政措置は5年間で終了いたします。特別交付税の新たなまちづくり等への財政措置は3年間で終了、県の合併補助金は19年度、

本年度で終了いたします。さらに、国の合併補助金につきましては、平成18年度に支援総額の6割が交付されたことにより、平成19年度からの9年間、これにつきましては毎年1千万円だけの措置となります。このように、合併支援措置が年々減少していくのに加え、本町の人口は大幅な減少が見込まれております。これを使用基礎数値とする交付税は、確実に減少することになります。さらに、交付税改革が、これは新型交付税等でございますが、継続して実施されれば、交付額の減少幅は拡大していくこととなります。

こうした状況を踏まえ、小豆島町が持続可能な自治体として存続していくためには、集中改革プランを初めとする行政改革の着実な実行は無論のこと、公債費の発行を極力抑制し、将来の負担の軽減を図るとともに、合併支援が合併後の前半に集中することを考慮し、前半の剰余金につきましては極力積み立てを行い、後年度の山積する課題の財源不足に対応する必要があります。

平成19年度の地方財政対策の柱の一つとして打ち出されておるものに、財政融資資金、簡保資金の保証金なし繰上償還というものがございます。これは平成19年度から平成21年度までの臨時的特例措置として、3年間で5兆円規模の公的資金の保証金なしの繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減しようとするものでございます。この高金利と申しますのは5%以上でございます。小豆島町においても毎年の公債費負担が10億円を超え、起債残高についても、ご承知のとおり平成18年度末で79億5千万円となっており、平成19年度当初予算額78億8,500万円を超えている状況でございます。決してよい状況とは言えません。そこで、小豆島町においてもこの制度を利用し、決算剰余金の一部を減債基金に積み立て、繰上償還を行うことにより高金利の地方債の公債費負担を軽減し、財政の健全化を図っていきたいと思っております。この補正につきましては、12月議会を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この後、小豆島町のまちづくりの指針となる小豆島町総合計画を議案第53号としてご提案申し上げます、ご可決を賜ろうとしておるわけでございますが、この計画を着実に具現化していき、将来に夢のあるまちづくりを進めるには、財政の確固たる裏づけがなければ絵にかいたもちにすぎなくなるわけでございます。そのためには、この総合計画策定と並行して財政の見通しを立てていく必要があるということから、ただいま中期財政計画を策定中ではございまして、その内容を踏まえ、国、県の動向にも留意しながら、持続可能な自治体として将来を展望した財政運営に努めるとともに、魅力と活力にあふれ、若者が定住したくなるようなまちづくりを進める必要があるのではないかと考えております。この中期財政計画につきましては、10月5日に議員懇談会を開催していただき、説明をしていきたい

と思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3ページをお開き願います。

科目別歳入決算額の状況でございます。歳入の柱となります町税で2,302万1千円の増、地方交付税では1億3,167万3千円の増となっております。町税の増の要因でございますが、定率減税の廃止に伴うものでございます。地方交付税の増の要因ですが、地財計画では5.9%の減となっているわけでございますが、先ほど申しました合併に対する財政支援措置が多くあったことが要因となっております。

次に、地方譲与税の5,309万円の増ですが、いわゆる三位一体改革により国庫補助負担金が税源移譲され、所得譲与税が伸びております。

次に、地方特例交付金の1,390万1千円の減ですが、これは個人住民税定率減税の廃止、縮小に伴い、減税補てん特例交付金が減となったものでございます。

国庫支出金の7,627万4千円の増でございますが、これは漁港施設災害復旧事業費、改良住宅ストック総合改善事業費、内海中学校建設事業費、室生漁港海岸保全整備事業の増によるものでございます。

県支出金の5,406万4千円の減ですが、16年災害農地農業用施設災害復旧事業の完了による減、衆議院選挙委託金の減、国勢調査委託金の減によるものでございます。

繰入金で6億2,244万7千円の減となっておりますのは、合併関連の事業費の減による財政調整基金の繰り入れの減、減債基金の繰り入れの減と、ふるさとづくり基金を取り崩し内海中学校施設整備基金へ繰り入れしたものがなくなったことが主な要因でございます。

町債は6,530万円の増となっております。これはビジターハウス整備事業、内海中学校整備事業等の実施に伴い、増となったものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出でございますが、5ページの性質別経費の状況によりご説明申し上げます。

義務的経費で、人件費が1億9,161万円の減となっております。これは合併に伴う議員数の減、特別職の減、職員数の減によるものでございます。

公債費は2,351万円の減となっております。これは公債費償還のピークを越えたことによる減でございます。平成14年度がピークだったということでございます。

物件費は2億6,034万4千円の減となっております。これは合併に伴う電算システム統合委託料、戸籍電算委託料等の減によるものでございます。

補助費等は1億9,015万6千円の減となっております。これは主に、合併に伴う臨時職員

退職報償費の減、また事業完了による小豆広域負担金の減によるものでございます。

積立金は1億9,584万9千円の減となっております。これは主に、平成17年度に基金の整理を行い、内海中学校施設整備金に積み立てたことによるものでございます。

次の貸付金でございますが、1億790万円の減となっております。これはキネマの庵事業の実施による岬の分教場保存会への貸付金の減が主なものでございます。

以上が性質別の前年度との比較の主なものでございますが、これを目的別に見たのが隣の4ページの目的別経費の状況の表でございます。

まず、議会費でございますが、前年度比5,850万1千円の減となっております。これは合併による議員数の減によるものでございます。

総務費ですが、前年度比5億2,81万8千円の減となっております。これは合併による特別職の減、合併時に臨時職員の整理を行ったことによる退職報償費の減、同じく電算システム統合委託料、戸籍電算化システム新規導入経費の減によるものでございます。

衛生費が1億2,156万2千円の減となっております。これは埋立処分地整備事業等の完了によるものが主な要因でございます。

商工費が9,026万4千円の減となっております。これはキネマの庵事業実施による岬の分教場保存会貸付金の減、ふるさと村関連施設整備事業の完了による減が主なものでございます。

公債費の2,351万円の減につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上で一般会計の状況の概要説明を終わります。

次に、6ページ、7ページの特別会計決算の概要についてごく簡単にご説明申し上げます。

特別会計は、国保会計から簡易水道会計まで7会計でございます。形式収支、実質収支は全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は、国保、国民健康保険診療所、老人保健、介護保険の4会計で赤字となっております。

次に、8ページをお開き願います。

財政指標でございます。ここの説明は省きますが、この中で経常収支比率、これは90.6%となっております。昨年より3.3ポイント改善されております。これは人件費等の減が要因となっております。経常収支比率につきましては、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に税や地方交付税などの経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、一般的には80%以下が望ましいとされております。数値の上では、財政の硬直化が進んでいる状況にあると言えます。一層の経常経費の抑制に努めて

いく必要があると考えております。

次に、実質公債費比率でございますが、この数値は総務省が18年度から導入した新しい財政指標でございます。自治体収入に対する借金返済額の比率を示すものでございます。その特徴といたしまして、従来の起債許可制限比率には反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、各自治体の財政実態をより正確に把握できるとしております。また、起債の発行につきましては、18年度から知事の許可制から協議制へ移行しましたが、実質公債費比率が18%を上回る団体につきましては、従来どおり知事の許可が必要となるだけで従前と変わるところはございません。ただ、この比率が25%を超えますと、一般単独事業等の地方債の発行ができなくなるということになっております。17年度決算においては、ご承知のとおり県下で4市町が18%を超え、本町は18.2%ということでその中に入ったわけでございます。これは、18年度決算におきましては16.9%となって1.3%改善されております。これは先ほども申し上げましたとおり、起債の償還のピークが過ぎたことによるものでございます。

この実質公債費比率に関連いたしまして、一時新聞紙上をにぎわわせました財政健全化法の概要について、お手元に2枚つづりで資料を添付しておると思っております。ございますか。それを見ていただきたいと思っております。

この財政健全化法でございますが、北海道の夕張市のような野放図な財政運営破綻の防止を目的とし、自治体の財政破綻を早い段階で食い止める地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これが平成19年6月15日、参議院本会議で可決、成立しております。これまでの地方財政再建促進特別措置法にかわり、財政健全化法に基づく地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されたわけでございます。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、この比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、この計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することとしておるものでございます。

旧法に基づく財政再建制度と異なる特徴といたしましては、1つ目として、財政健全化の過程に早期健全化、財政再生の2段階のスキームが盛り込まれたことがございます。最初はイエローカードを出しますよと、それから次にレッドカードと、前の法律はもう即レッドカードであったわけですが、この2段階を設けたと、こういうことでございます。

2つ目といたしまして、そのための判断指標として新たな財政指標が導入されております。

す。先ほどの実質公債費比率も新しいものですが、連結実質赤字比率、それからこれは公営企業の方の関係の比率ですが、将来負担比率、この3つが新しいという比率でございます。

3つ目として、これらの指標のいずれかが一定以上になると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられたことなどがございます。

公営企業につきましても、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めなければならないなど、公営企業の財政再建を同じ法律で位置づけておると、これも特徴の一つとなっております。

具体的には、健全化判断比率の公表として、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけてこの健全化判断比率を議会に報告し、この健全化判断比率を公表しなければならないとなっております。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合は、この健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を定めなければならないとなっております。

財政再生計画については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合に、この再生判断比率を公表した年度の末までに財政再生計画を定めなければならないとなっております。総務省は、年内に健全度をはかる4指標の基準をつくるとなっております。

また、公営企業の方でございますが、資金不足比率の公表等につきましては、毎年度当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけてその資金不足比率を議会に報告し、かつこれを公表しなければならないとなっております。

法律の施行期日は平成21年4月1日となっておりますが、健全化判断比率の公表、資金不足比率の公表につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定めるとしております。すなわち、これらの公表につきましては、平成20年度から実施していくということでございます。

小豆島町においては、この財政健全化法のお世話にならないよう、常に財政の健全化に努めていかなければならないと思っております。

次に、最後になりますが、地方債現在高でございますが、18年度末現在で79億5,006万円となっております。この額は、19年度小豆島町一般会計当初予算額78億8,500万円を超

えている状況でございます。先ほど申し上げたとおりでございます。地方財政法においては、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされております。毎年度の予算編成方針におきましても、地方債の発行額につきましては当該年度の償還元金以下に抑制することを大原則とし、地方債現在高を削減し、財政の健全化を図ることとしております。以上で18年度決算の概要についての説明を終わります。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時45分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 平成18年度の小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明を申し上げます。

別冊になりますけれども、薄い小豆島町水道事業会計決算書の21ページの方をお開きをいただきたいと思っております。

このページでは、平成18年度の小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、業務につきましてでございますけれども、昨年度は平年並みの降雨があり、水道水の安定供給ができました。今期末の総配水量は244万5,036立方メートルで、前年度とほぼ同じでございますが、有収率につきましては、合併前の旧内海町では87.6%、旧池田町では82.8%ございましたけれども、平成18年度の合併後につきましては84.75となっております。今後の改善が課題となっております。

また、職員による水道料金の横領事件につきましては、町民の皆様にも多大な不信感を抱かせることになりましたが、二度とこのような不祥事が起きないように職員の業務モラルの向上を図るとともに、事務上の再発防止策を講じ、一日でも早く信頼を回復していただけるよう努めております。

次に、建設改良でございますが、内海ダム再開発事業の利水分負担金を初め、ダム関連でのかんかけ配水池移転事業、国道や町道の改良時期にあわせた配管の布設がえなど効率的な施工を心がけて工事を実施をいたしました。また、平成10年度から実施をいたしておりました石綿セメント管更新事業は、町内7カ所で実施をいたし、上水道においてはすべて18年度で更新が完了をいたしました。

次に、経理でございますけれども、収益的収入での税抜きでの総収益は5億4,723万5,268円となり、このうち給水収益は4億9,997万6,597円ですので、前年度に対して

2,654万2,405円、率にいたしますと5.3%減少をいたしておりますが、合併に伴う料金改定により実質的に値下げとなったことが大きな理由となっております。一方、事業費用では4億239万2,977円で、前年度の決算合計額と比較をいたしますと3,758万3,006円減少をいたしておりますが、合併での事業統合による合理化及び合併時に要した臨時的経費、修繕費等の減少が主な要因でございます。この結果、当年度純利益は1億4,484万2,291円となりましたので、このうちの7,242万2千円を減債積立金として処分をいたす予定でございます。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、3ページ、4ページの方をお開きをいただきたいと思っております。

収入では、第1項の企業債、第2項の出資金、第3項の補助金につきましては、内海ダム再開発事業の利水分負担金及び石綿セメント管の更新事業に係るものでございます。

第4項の負担金は、かんかけ配水池移転関連の香川県からの補償金が主なものでございますけれども、大幅な減額につきましては、用地交渉が難航し、工事に至らなかったものであります。

第5項の水道分担金は、新規需要家からの加入分担金でございます。

また、第6項の長期貸付金返還金は、吉田ダム建設時の小豆広域行政事務組合への貸付金に対する返還金でございます。

第7項の固定資産売却代金は、内海ダム再開発事業用地として売却したものでございます。

一方、支出でございますけれども、第1項の建設改良費につきましては、内海ダム再開発事業関係及び石綿セメント管更新事業等の工事に係るものでございます。

また、第2項は、過去に借入れをいたしております企業債の償還金でございます。

第3項の国庫補助金返還金の補助金のうち、消費税相当額分を返還したものでございます。

なお、第1項の建設改良費で多額の不用額が出ておりますが、内海ダム再開発事業関連工事が用地の事情で19年度以降に繰り延べされたことによるものでございます。

この結果、支出欄の枠下に記載をいたしておりますように、収入額が支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等から補てんをいたしております。以上、簡単でございますが、ご説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 平成18年度小豆島町病院事業決算についてご説明をいたします。

決算書、別つづりでございますが、19ページの方に、事業報告書に概要の総括事項等を掲載しておりますので、お開きいただきたいと思います。

18年度につきましては、昨年に引き続き入院、外来ともに患者数が減少しております。収益的収支につきましては、患者数の減少に加え、診療報酬の大幅な引き下げがありましたので、非常に厳しい経営状況となりました。

医療業務につきましては、23ページ、24ページに詳しく書いておりますので、お開きいただきたいと思います。入院患者数が延べ5万2,988人、前年度に比べて3,211人、5.7%減少しております。1日平均145.2人となっております。外来患者数につきましては延べ10万7,457人、前年度と比べて5,051人、4.5%減少して1日平均438.6人となっております。

施設整備につきましては、21ページに記載のとおり、電子カルテの導入に伴います導入の費用と部門システムとの連動というようなことでハード、ソフトの整備を行っております。そのあたりが主であります。医療機器の老朽化に伴いまして買いかえ等も行っております。

22ページは保存工事でございますが、前年度に比べまして、ここは10万円以上の額の修繕費しか上げておりませんが、少額修繕を含めましても総額で1,218万4,584円、37.4%前年より減少をしております。

経理につきましては、25ページ、26ページの事業収益、事業費用に関する事項に記載しておりますが、総収入につきましては税抜きで27億2,723万8,339円、前年度に比べて2億1,835万4,524円、7.41%の減収となっております。これに対する総費用につきましては29億5,478万6,900円で、前年度に比べまして1億4,09万2,519円、4.53%の減少となっております。

この結果、当年度の純損失につきましては、5ページに損益計算書がありますのでそちらの方をちょっと見ていただきたいと思います。下から3行目に記載しておりますとおり2億2,754万8,561円、前年度繰り越しの欠損金を加えました当年度末の未処理欠損金が24億3,603万788円となっております。

1ページ、2ページに決算報告書の収益的収支が税込みで記載されておりますが、ただいまの説明と重複しますので省略させていただきます。

3ページ、4ページに資本的収支について記載しておりますので、お開き願いたいと思

います。

収入につきましては、施設整備に係る企業債元金償還と機器整備に係る一般会計からの負担金と機器整備に充てました企業債を合わせまして、3億5,308万3千円となっております。支出の方は税込みで、電子カルテ関連や医療機器の購入と企業債元金の償還で4億2,288万4,293円となっております。

この結果、収入の不足額6,980万1,293円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額21万1,032円及び過年度分損益勘定留保資金6,959万261円で補てんをいたしております。以上、まことに簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（荘野 守君） 別冊となっております介護老人保健施設事業決算書をお願いします。

17ページでございます。平成18年度介護老人保健施設事業報告書に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1番の概況、(1)の総括事項であります。業務につきましては、平成18年度の通所の利用者数が3,235人、入所の利用者数が2万1,303人となっております。前年度に比べまして通所人数が77人の減、入所につきましては1,193人の増となっております。

その下、設備でございますが、備品につきましては、通所り八利用者の送迎の希望に対応できるようリフト式車いす仕様車1台を購入しております。それと、地方公営企業財務会計システムを1台導入しております。

その下でございます。経理についてでございますが、収益収支につきましては、収益が前年度に比較しまして0.4%、104万7千円の増となっております。費用につきましては、前年度に比較しまして0.5%、140万5千円の増となりました。

この結果でございますが、2,419万8千円の純損失、損益計算書につきましては5ページに掲載しております。このため、繰越利益剰余金につきましては2,019万1千円に減少しております。

その後でございますが、収益につきましては、施設運営事業収益については、延べ利用者数は先ほどの業務のところで申しましたが、1,200人程度増加しましたが、平成17年10月、平成18年4月の介護報酬引き下げが年間を通じて影響したため、前年度に比べまして1.8%、455万5千円の増にとどまっております。一方で、施設運営事業外収益については、350万8千円の減となっております。費用につきましては、引き続き見直し、削減に

努めましたが、給与費、負担金、減価償却費等の固定的な経費が80%を占めるため、その効果は小さく、140万5千円の増となっております。

資本的収支。決算書の3、4ページにも掲載しておりますが、収入が730万9千円に對しまして支出が2,192万9千円となりまして、収入不足額1,462万円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1万2千円と過年度分損益勘定留保資金1,460万8千円で補てんしております。企業債については、2,192万9千円を償還しまして、残高は6億420万3千円となっております。

続きまして、5ページをお願いします。

損益計算書については先ほどの説明と一部ダブリますので、表の一番下の方の下から4行目、経常損失につきましては2,419万7,730円の損失、当年度純損失、同じく2,419万7,730円の損失となっております。前年度繰越利益剰余金が4,438万9,010円ございましたので、当年度未処分利益剰余金につきましては2,019万1,280円と減少しております。

以上が介護老人保健事業決算の概要であります。前年度平成17年度に引き続きまして純損失が発生し、厳しい決算内容となっております。今後も人件費を初めとする経費が増大する一方で、町内に新しい施設ができるなど引き続き厳しい運営を余儀なくされるものと考えております。こうした状況のもと、平成19年度は施設利用者の負担増をお願いしていることから、サービスの充実、また利用者数の増加に努めてまいりたいと考えております。以上でご説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することということになっております。そこ

で、委員 8 名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務常任委員会からは委員長と委員から 2 名の 3 名を、教育民生常任委員会からは委員長と委員から 2 名の 3 名を、建設経済常任委員会から 2 名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務常任委員会からは委員長と委員から 2 名、合わせて 3 名、教育民生常任委員会は委員長と委員から 2 名、合わせて 3 名を、建設経済常任委員会から 2 名を選任するということに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各委員会を開催し、先ほど決定しました委員の選任をお願いします。なお、総務常任委員会は第 4、第 5 会議室、教育民生常任委員会は議員控室、建設経済常任委員会は委員会室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 05 分

再開 午後 4 時 12 分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務常任委員会からは藤本議員、井上議員、渡辺議員の 3 名が、教育民生常任委員会からは森議員、安井議員、新茶議員の 3 名が、建設経済常任委員会からは村上議員、浜口議員の 2 名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の 8 名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが委員会室で正・副委員長の互選をお願いします。なお、正・副委員長が決まりましたら、委員長は、お手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 14 分

再開 午後 4 時 17 分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に井上議員、副委員長に安井議員と以上のように決まりましたことをご報告します。なお、審査に当たりましては、監査委員にもご出席をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は以上のように決定しました。なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

ここで、介護老人保健施設事務長より訂正がございますので、よろしくをお願いします。

介護老人保健施設事務長（荘野 守君） 先ほどの決算報告の中で間違いがありました。訂正をお願いします。事業報告書、決算書の17ページをお願いします。

ページ中ほどより下の資本的収支についての数字でございます。支出を「2,192万9千円」と申しましたが、「2,549万5千円」に訂正をお願いします。

（「もう一回言うて」と呼ぶ者あり）

2,549万5千円です。その下の行ですが、収入不足額「1,462万円」と申しましたが、「1,818万6千円」に訂正をお願いします。その下の行でございますが、過年度分損益勘定留保資金「1,460万8千円」と申しましたが、「1,817万4千円」に訂正をお願いします。

非常にご迷惑をおかけして申しわけありませんでした。

~~~~~

#### 日程第9 議案第53号 小豆島町総合計画の策定について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第53号小豆島町総合計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第53号小豆島町総合計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

昨年来、議会議員を初め町民の皆様の英知とご意見をいただき、小豆島町総合計画策定委員会のご審議をいただき策定をいたしてまいりました小豆島町総合計画の骨子がまとまりましたので、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第53号小豆島町総合計画についてをご説明申し上げます。

総合計画の策定につきましては、昨年の6月に吉岡副町長を本部長とし、全課の課長を策定委員とする小豆島町総合計画策定本部を設置し、直接的な事務作業に当たるプロジェクトチームにつきましては、町の中堅職員の研修の一環も兼ねるということから、係長級職員20名を任命し、各分野にわたって小豆島町が将来進むべき方向を熱心に協議を重ねてまいったわけでございます。

また、総合計画審議会につきましても、昨年の9月に第1回の審議会を開催以来、審議会委員さん、専門部会委員さんの皆様には、ご多忙の中昼夜を問わず審議会全大会に、また各部会に足を運んでいただき、非常に熱心なご審議をしていただいたわけでございます。議会代表という形で、基本計画策定に審議会委員として参画していただきました議長さん、副議長さん、各常任委員会委員長さんにも大変ご苦勞をおかけいたしました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

本計画策定における住民の皆様の意向を反映するための方策につきましては、序論の14ページにありますとおり、中学生、高校生、このアンケートを別件といたしますと、4種類のアンケート調査を実施するとともに、町内各界を代表する16名の方からの聞き取り調査、また町内各種団体に対するアンケート調査を実施いたしました。それぞれが抱える課題や意向を把握してきたわけでございます。そのほかに、議員さんに対するアンケート調査、職員に対するアンケート調査、職員提案の実施、ホームページ上でのパブリックコメントの募集等広く住民の皆様のご意見を拝聴してきたところでございます。

また、議会議員の皆様に対しましては、先ほどのアンケート調査のほかに、計画策定の節目、節目で策定状況等をご報告申し上げ、ご意見を拝聴したいという当初からの考えから、今日まで全員協議会等を5回開いていただき、ご説明申し上げ、ご意見をいただいていたところでございます。

策定経過につきましては、お手元に資料を配付しております。見ていただきたいと思います。延べ32回の熱心な各種会議を経てでき上がったものが、お手元に配付しております小豆島町総合計画基本構想及び前期基本計画案でございます。

この計画につきましては、去る8月6日に開催されました第4回の総合計画審議会です承され、8月23日に小豆島町総合計画審議会会長山本和志さんより「まちづくりの方向性については中・長期を展望し、時代の要請に対応した妥当なものである」という答申をいただいたものでございまして、本日ご議決を賜るべく、議案第53号としてご提案させていただいたわけでございます。

ご承知のとおり基本構想につきましては、地方自治法第2条第4項の規定に基づきまし

て、本町の将来像とそれを実現するための基本的な理念や施策の大綱を示すものでございまして、小豆島町の長期的、計画的行政運営の指針となるものでございます。この基本構想は議決事項となっております。計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間となっております。

また、基本計画につきましては5年ごとに策定されるものでございまして、今回の計画は前期として、期間を平成20年度から平成24年度までとするものでございます。この計画は、基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の大綱に従って施策の目的や方針等を示すものでございます。この基本計画は議決事項ではございません。

このような計画の趣旨から、基本構想、基本計画ともにある程度抽象的な表現となり、幅を持たせたものとなっていることをご理解願いたいと思います。具体的な個々の施策や事業につきましては、本計画のまちづくりの目標や指針に沿って、毎年度の予算に反映されていくものであるとご理解願ったらと思うわけでございます。

この計画案の内容説明につきましては、先ほども申し上げましたとおり、節目、節目で全員協議会等を開催していただき、ご説明申し上げ、ご意見をちょうだいしておりますので、省略をさせていただきたいと思います。ただ、6月22日に開催されました全員協議会において、議員の皆様から何点かご意見をちょうだいしておりますので、それにつきましてどのように対処したかということと、シンボルプロジェクトの数値目標が空欄となっております。今後入れていくということでご説明した部分について、担当の城副主幹の方からご説明申し上げまして、その後ご質疑を受け、ご可決賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 城副主幹。

企画財政課副主幹（城 博史君） 失礼をいたします。

それでは、さきの全員協議会における指摘事項のその後の対応と基本構想のシンボルプロジェクトの数値目標につきましてご説明を申し上げます。

まず最初に、先般の6月22日の議会の全員協議会におきまして拝聴いたしましたご意見に対するその後の対応につきましてご説明申し上げます。お手元配付の小豆島町総合計画審議に係る指摘事項に対する対応についてというペーパーをごらんください。

指摘事項につきましては、大きく4項目ございます。

まず、指摘事項1につきましては、17番浜口議員より、平成18年度の出生者数は84名、これは抜本的に結婚できない、しない人たちの対策を何らかの形で講じる必要があるのではないかという質疑がございました。これに対する今後の対応といたしましては、小豆島

町総合計画に掲げる主要事業の積極的な推進を図るために、7月1日付をもちまして庁内にまちづくり総合プロジェクトを立ち上げております。その横断的な組織として、5つの部会を設けて取り組みを進めております。その中の少子化対策部会、事務局は住民福祉課が事務を所管してございますが、少子化対策部会を中心に、今後の取り組みを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、指摘事項2の15番鍋谷議員、それから17番浜口議員から、計画書の用字用語の表現に関するご質疑をいただきました。今回の総合計画の用字用語の統一に関しましては、基本的に「公用文の表記」、それと町広報紙の編集の際に参考としております「新用字用語辞典」に準じて統一を図ってまいりましたが、地域の状況やわかりやすさという観点から、例外的に四角の枠の中にあります表記に統一を図ったところがございます。

続いて、指摘事項3の16番議員中江議員からの質疑に対する対応といたしましては、策定委員会総合計画審議会で協議を重ねました結果、ご指摘のように、ご配付の基本計画29ページにございますように、第3章第3節の現状と課題の文中表記に「通院」という表現を加筆をしたところがございます。

最後に、指摘事項4、15番議員鍋谷議員からの総合計画の中で多重債務問題に関しましてのご質疑をいただきました。これについては、前期基本計画の27ページになりますが、第3章第1節の主要施策(4)の消費者行政の充実という項目におきまして、 を追加いたしまして、「多重債務問題の相談体制の整備を進めます」という表記を加筆をしたところがございます。

以上が前回の全員協議会での指摘事項に対するその後の対応の説明でございます。

続いて、基本構想の数値目標についてご説明申し上げます。

本総合計画の策定に関しましては、冒頭に課長から申し上げましたように、これまでに延べ5回に分けて策定に係る途中経過を議会に報告をさせていただきました。その中で、3月26日の議員懇談会におきまして基本構想部分の説明をさせていただきましたが、その際には4つのシンボルプロジェクトの数値目標が空欄となっておりましたので、その部分についてのみ、本日ご説明させていただいたと思います。

配付資料の主に24ページから34ページまでの間の数値目標になります。

まず、4-1、「オリーブライフ」プロジェクトの(3)の数値目標でございますが、「オリーブライフ」の小豆島へ何度も行ってみたいと思える魅力あるまちづくりを目指しまして、10年後には、オリーブをテーマとした文化、芸術、料理や美容と健康などの各種事業の取り組みにあわせまして、オリーブアカデミーの会員数を100名に、それからオリ

ーブカタドールの認定者数を10名に、また現在47ヘクタールのオリーブの栽培面積を70ヘクタールに、オリーブを活用したブランド商品の開発を新たに10件創出していこうとするものでございます。

続きまして、4 - 2、「食と体験とアートの島」プロジェクトの(3)数値目標でございますが、食の面におきましては、めんの名物店を10年後に20店舗にできるよう促すとともに、体験インストラクターを15名に、また町内の主要観光施設の入り込み客数を100万人に設定していこうとするものでございます。

次に、4 - 3、「瞳輝く島暮らし」プロジェクトの(3)数値目標でございますが、ふるさとを愛する人づくりを目的といたしまして、自然体験ふれあい事業を年4回継続的に実施をいたしますとともに、人口減少対策の一環であります移住交流の推進におきまして、2地域居住も含めまして毎年20人の移住者の受け入れを目標として取り組んでまいりたいと考えておりますので、さきの一般質問のU・J・Iターンの促進の答弁で町長が申しあげましたように、議員各位におかれましても、地元で賃貸可能な空き家情報等がございましたら、担当課の企画財政課の方までご一報いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、4 - 4、「安全・安心の島づくり」プロジェクトの数値目標でございますが、地域の防災力の向上など減災に向けたまちづくりを進めるため、小豆島町の33の自治会のうち、現在23の自治会におきまして自主防災組織が結成されておりますけれども、これを10年後の組織率を100%とするというものでございます。以上、前回説明の段階で空白となっておりました部分につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行いますけども、総合計画全般については過去5回、全員協議会なり委員懇談会で十分協議をしていると思われまますので、本日の説明についてのみ質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 今、議長から十分なと言われましたけど、実際はこの提案があったときに、1項目10分とか15分とかいう印象も私は正直持っております。これに反対というんじゃなくて、こういう総合計画が決まる中には、先ほど質問があったような公共交通の問題とか、船が一遍とまった問題とか、小豆島の将来って随分かかってくると思います。そういった意味で、固定されたものではないという受けとめ方でいいんでしょうか。やっぱりいろんな、これを土台にして前向きでいろんな議論をしていくというふうな受けとめ方でいいんでしょうか。

それと、例えば最後の方に計画的な財政運営とかありますけど、これは今回の自民党の

選挙も関係してくるんですが、やっぱり地方にもっと光当てないかんということは大きな流れがつくられていますし、選挙は別にして、そういうところの国民の意思というのはそこへ随分流れているように思います。そうすると、地方交付税の問題とか、いろんな地方に対する財源の問題もやっぱり地方から声を出していかないといけないんじゃないかと。先日、8月のときの2町の勉強会でも、講師もそう国に物申すべきってみたいなんがありましたんで、そういうふうな期待感を込めてこの総合計画と受け取ったらいいんでしょうか、お願いします。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 森議員さんのおっしゃる、原則としてはそのとおりで結構だと思います。先ほどもご説明申し上げましたとおり、基本構想、これにつきましては、基本的な理念、施策の大綱を示すものでございますので、それに沿ったいろんな提案があってしかるべきと。それは毎年度の予算の中でそういう提案をし、審議をしていけばいいんじゃないかなと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） この総合計画が示されましたが、過疎対策の過疎対策事業、過疎債を活用したこういう事業の関連といたしますか、位置づけいうものはどのようにとらえたいのか、どのように執行部が考えてるのか、伺いたと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） これもご案内のとおりだと思うんですが、総合計画が小豆島町の最上位の計画でございます。過疎計画、その他もろもろの計画が多くありますが、総合計画が示す目標、それに沿った計画ということで、その範疇に入るものだということをご理解を願ったらと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 小豆島町の総合計画策定についての反対討論をいたします。

この計画は、行財政改革大綱と集中改革プランに基づき、徹底した行政改革を推進しますとあります。地域福祉の充実や福祉活動の推進では、財政状況が厳しく、福祉のあり方の見直しが示されています。社会福祉を自治体本来が担っていかなければならないのに、

地域に転嫁することや庁舎、出張所の見直し、不燃ごみ、粗大ごみの有料化、じん芥収集の全面委託など、ほとんどの行政分野においても住民サービスの後退や新たな負担増が示されています。

私どもの鍋谷議員が指摘しました多重債務問題における相談体制の整備については、加筆していただいたり、また開庁時間の延長などについては歓迎いたしますが、人権尊重の名のもとに同和対策事業、同和教育を推進することとしており、また大型開発事業である内海ダム再開発事業、箱物の新規、大規模増改築は新たな住民負担増を強いる事業であるなど、これらの事業こそ取りやめ、見直しをし、住民意向に沿った安心して地域医療が受けられる医療体制や子育て、高齢者支援、雇用対策等を実践課題として本気で取り組み、安心して暮らせる健全な町財政改革運営を行うべきです。以上、これらの理由から、小豆島町総合計画については反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は、議案第53号小豆島町総合計画について賛成の立場で討論いたします。

ご承知のように今回の小豆島町総合計画は、これまで合併後のまちづくりの指針としてきた建設計画の基本理念や施策を継承し、合併後の小豆島町としての町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本指針として策定するものであります。その中で、基本構想においては、オリーブを核とした個性ある町、新しいまちづくりを目指して、住民と協働で、この中ではパートナーシップとあらわされております。厳しい時代を生き抜こうとする本町の強い意志を示したものであります。

計画の策定に当たりましては、住民の参画と住民と行政が協働するまちづくりを推進する観点から、各種の住民意向調査や各業界及び団体のヒアリング、ホームページでのパブリックコメント募集などにより、数多くの住民の方々からのご意見、ご意向を拝聴するとともに、住民代表30名の小豆島町総合計画審議委員会委員の方々から多岐にわたるご提言をいただき、部会審議においても大変熱心に内容の検討や協議を重ねられたと説明を受けました。このように、今回の総合計画は多くの住民の方々のご意見を集約し、行政と住民とが協働してつくり上げてきた計画案であります。

また、総合計画審議会からの答申もいただき、その結果として本会議に提出がなされたものでありますので、これを尊重し、議会としても新しいまちづくりに向け努力することを申し添え、賛成討論といたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案どおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第54号 町道路線の認定について

議長（中村勝利君） 次に、日程第10、議案第54号町道路線の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第54号町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

新たに町道路線の認定を行いたいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 議案第54号町道路線の認定についてご説明いたします。

議案書の10ページをお開きいただきます。

新たに町道として認定しようとする路線は、整理番号431番の麓南線の1路線でございます。本路線は、旧池田町が昭和55年度に農林水産省所管の農村総合整備モデル事業で集落道として整備した道路の一部でございます。

道路の位置につきましては、議案書11ページの次のページに添付しております認定道路位置図をごらんください。位置は、平面図に赤色で着色しております区間でございまして、延長は120メートルでございます。

具体的に申しますと、平成18年度に室生漁港海岸保全施設整備事業で整備が完了いたしました漁港海岸の背後にあります道路の一部で、既に町道に認定済みの町道麓線が海岸沿いから県道三都港平木線に向かって左へ折れる地点の室生字麓180番地1を起点としまして、室生漁港の船だまり入り口地点の室生字南城74番地1を終点とする区間でございます。

次に、道路の標準断面でございますけど、次のページをごらんください。図面右側が海側となっておりますけど、海側のパラペット、エプロン舗装、排水路が新しく整備された漁港の海岸施設でございますして、旧護岸敷きの残地と一部民有地を挟みまして赤色で着しております部分が新たに町道として認定する部分でございます。路面幅員は、基本的には3メートルでございますが、終点付近では旧護岸敷きの残地も町道として活用しており、また行きどまりの道路には車両が旋回する場所が必要なことから、道路沿いの土地所有者から善意の土地の寄付もありましたことから、終点部の最も広いところでは路面幅が7.7メートルとなっております。

なお、路面はアスファルトで舗装され、コンクリート側溝も整備済みであり、道路沿線には住宅が建ち並んでおり、認定済みの町道と室生漁港等の連絡道路でもあり、道路敷地についてもすべて公有地になっておりますことから、町道認定基準にもすべて合致していると思います。以上、議案第54号町道路線の認定についての説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議案の審査報告は9月20日の本会議にお願いいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は9月20日木曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、9月11日の議会運営委員会で決定しておりますように、午後2時に開会いたします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後4時50分